

令和5年第4回定例会

美郷町議会議案等

令和5年12月8日 開会

令和5年12月13日 閉会

美郷町議会

報告第10号

令和4年度美郷町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価等の提出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、令和4年度美郷町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、別紙のとおり報告する。

令和5年12月8日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、議会へ関係書類を提出し報告するものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

(令和4年度対象)

令和5年12月

美郷町教育委員会

目 次

1. 美郷町の教育施策	1頁
2. 美郷町教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	2頁
(1) 点検・評価の対象	
(2) 点検・評価の方法	
(3) 評価の区分	
3. 点検・評価結果	
(1) 教育委員会の活動	3頁
(2) 学校教育の充実	4頁～6頁
(3) 家庭教育の振興	7頁
(4) 社会教育の振興、生涯学習の充実	8頁
(5) 健康の増進と生涯スポーツの振興	9頁
(6) 文化の高揚	10頁
4. 総合評価・知見の活用	11頁
5. 知見の活用	11頁

1. 教育施策

美郷町の教育全般の振興を図るため、教育基本法の理念及び宮崎県教育基本方針を踏まえ、人間尊重の精神を基本とし、一人一人が豊かな人間性を培い、変動する社会に創意工夫と生きがいをもって対応できるよう、「たくましい体」「豊かな心」「すぐれた知性」を備え、郷土並びに国家の有為な形成者として、心身ともに調和のとれた人間形成をめざした教育推進を図る。

(1) 教育委員会の活動

美郷町教育委員会では美郷町の行政委員会の一つの独立した機関として、教育行政を担い美郷町教育基本方針を決定し、その実現の為に活動を積極的に実施する。

(2) 生涯学習の充実、社会教育の振興

生涯にわたって、いつでも、どこでも、誰もが必要に応じて自分に適した方法で学び、学習が生活の一部となる環境づくりを推進するとともに、自己の実現と生きがいを目指す生涯学習の効果的運営を図り、各種学級、講座、教室の開設等、学習機会の拡充と関係施設の整備充実に努め、自治公民館活動をはじめ、社会教育関係団体等の活性化に資する。

(3) 学校教育の充実

学校教育では、児童生徒一人一人の個性や能力を最大限に伸ばし「知・徳・体」の調和のとれた健やかな園児児童生徒の育成を目標とし、県の重点施策を総合的・体系的に示した「宮崎県教育振興基本計画(令和元年策定)」の趣旨を踏まえた施策を展開する。

さらに、本町の教育資源を生かし「ふるさとを愛する心と豊かな国際感覚を育み、確かな学力を身に付け、自分に自信と誇りがもてる、心豊かな人材を育成する」ことを目標とした「美郷ならではの教育」推進する。

(4) 家庭教育の振興

家庭教育は、「生きる力」「心の教育」の基盤を確立するため、すべての教育の出発点であるとの認識を深めるとともに、家庭が本来果たすべき役割を見据え、家庭の教育力向上に努める。

(5) 健康の増進と生涯スポーツの振興

生涯を通じた健康づくりは、心身ともに健康な生活を送ることを目標に、意識的に実践することで実現できるものと考えられることから、健康な生活に関する意識の啓発を図るとともに、スポーツ活動の積極的な指導及び普及に努め、生涯スポーツの振興・充実に努める。

(6) 文化の高揚

町民の教養を高め、豊かな心を育み、生活に生きがいと活力・潤いを生み出すために、文化施設を活用して町民が進んで文化活動に参加できるよう支援するとともに、文化財の保護・管理に万全を期し、適正に活用する。

2. 美郷町教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行うことが義務付けられており、その際、教育に関し学識経験を有する方の知見の活用を図ることとされている。

本町教育委員会においてもこの規定にもとづいて点検・評価をまとめるとともに公表する。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(1) 点検・評価の対象

令和4年度美郷町教育基本方針をもとに、令和4年度的美郷町教育委員会の主要事務を点検・評価の対象とする。

(2) 点検・評価の方法

点検・評価に当たっては、現状や背景を踏まえ、施策・事業の目標に対する実績を明らかにし、自己点検・自己評価を行う。また、法に基づき、点検評価の客観性を確保するため、学識経験を有する外部の方からのご意見をいただき、これらをもとに、結果をとりまとめて議会に提出するとともに公開する。

(3) 評価の区分(目標の達成率)

A・・・達成している。(100%)

B・・・ほぼ達成している。(80%)

C・・・概ね達成している。(60%)

D・・・達成に至っていない。(50%)

3. 点検・評価結果

(1) 教育委員会の活動

事業名	事業内容	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
教育委員会の開催	教育に関する事務を管理及び執行するため、定例教育委員会、臨時会を開催する。また、各種の研修会に参加し教育行政の課題等への理解を深める。	美郷町教育基本方針策定、規則の改正や美郷町の抱える教育的課題等について議論する。また、必要に応じて臨時会を開催する。さらに積極的に各種の研修会に参加する。	年度当初の職員紹介や、毎回課長補佐も会議に参加する等、風通しの良い教育委員会運営に努めた。また、議案の審議だけでなく、ICT教育の実践や新型コロナウイルス感染症対策等、本町の教育行政の現状や高校生スクールバス事業等の課題についての議論を重ねた。	<p>定例会議において、現在の本町の教育おける課題について、深い議論が展開された。</p> <p>【開催日数】</p> <p>定例会 11回 （8月は教育委員会事務局内に新型コロナウイルス感染が確認されたため中止した）</p> <p>臨時会 1回(3月)</p> <p>議案数 15件 （内、条例改正1件、規則の制定2件）</p> <p>【その他】</p> <p>（総合教育会議） 総務課主催の会議を実施(9月)</p> <p>（研修会） 新型コロナウイルス感染症の影響で各種研修会が中止になった。</p>	<p>A</p> <p>（評価の理由）</p> <p>各種研修会の開催や教育施設の視察は厳しかったが、定例会を月1回計11回、臨時会を1回開催し、各議案、その他様々な教育課題について、議論を深めることができた。また、学校訪問により教育現場を実際に確認し、今後の教育行政に生かすことができた。</p>	<p>本町の教育基本方針は毎年検討策定しているが、教育振興基本計画の策定が行われていない。（宮崎県教育振興基本計画は、令和元年度から令和4年度までの4年間）。研修会については今後とも新型コロナウイルス感染症の影響により対面での開催は難しいと思われる。</p>	<p>県の教育振興基本計画（R5策定予定）に準じ、教育基本方針の具現化の為の長期的な教育振興基本計画の策定を行う。また、令和3年度に西郷ニューホープセンターにオンライン会議システムを導入したことから、積極的にWeb会議等に参加したい。</p>

(2) 学校教育の充実

事業名	現状と課題	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
1 義務教育学校の充実	西郷義務教育学校と美郷北義務教育学校が開校2年目を迎えた。それぞれの教育活動のさらなる充実に努める。	義務教育学校の教育活動の充実を図る。	西郷義務教育学校 ○連続性のある多様な学びの実現 ○学校における働き方改革のさらなる推進 美郷北義務教育学校 ○義務教育学校の効果を生かした教育システムの確立 ○地域の力を生かした教育活動の推進	西郷義務教育学校 ○組織的な教育活動を展開できた。 ○ワーク、ライフ、バランスを意識した時差出勤を実施することができた。 美郷北義務教育学校 ○学校行事などにおいて9年生がリーダーシップを発揮することができた。 ○地域の特性を生かした教育活動が展開できた。	A ----- (評価の理由) 2年目を迎えた義務教育学校の教育活動に効果が見られ始めた。	現在、施設一体型小中一貫校の美郷南学園の義務教育学校化については、令和4年度から再度協議が始まり、令和5年度のPTA総会において令和6年度の開校を目指すことが議決された。	先行する義務教育学校2校の検証を行い、情報を提供していく。
	西郷義務教育学校と美郷北義務教育学校の整備(ICT環境の整備、防水工事、児童生徒用タブレットの更新)	GIGAスクール情報配線工事、施設防水工事、校務支援用パソコン、児童生徒用タブレットの更新を遅滞なく終える。	整備、導入計画により事業を推進する。	計画通り事業を行い、GIGAスクール情報配線工事等(5,731千円)や公務用パソコンの整備(451千円)を完了した。	A ----- (評価の理由) 遅滞なく学習環境を整備することができた。	児童生徒用のタブレットの更新や、校務用パソコン保守委託料、学習情報ネットワーク構築事業委託料等、財政負担が大きくなっている。	機器の導入等については、年次計画により財政負担を均一化する対応をとる。
	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の充実化を図る。	保護者や地域住民の方に対する説明を行うとともに、学校運営協議会制(コミュニティ・スクール)の情報発信を行う。	西郷義務教育学校と美郷北義務教育学校において、教育委員会主導で2回、保護者や地区住民で組織する学校運営協議会を開催し浸透を図った。(美郷南学園も実施)	西郷義務教育学校(令和4年4月20日、令和5年3月7日)、美郷北義務教育学校(令和4年4月14日、令和5年3月6日)、美郷南学園(令和4年4月19日、令和5年3月2日)に地域とともにある学校づくりに向けた学校運営協議会を開催した。	B ----- (評価の理由) さらなる学校運営協議会委員の活躍による浸透が期待される。	学校運営協議会委員の意識の高揚と活動のさらなる充実が課題とされる。	学校運営協議会委員の役割の周知(再確認)を行う。
	ICT教育の充実を図るため学習支援用備品(GIGAスクールタブレット・対応周辺機器)の整備を急ぐ必要がある。	ICT教育の充実を図るため、GIGAスクールに対応する環境の整備を行う。	学校と連携を深め周辺機器の整備に努めた。	児童用タブレット15台の更新、電子黒板3台、周辺機器等の整備(5,014千円)	A ----- (評価の理由) 遅滞なく環境整備が完了している。	タブレットの導入について、先行して導入した美郷北義務教育学校と美郷南学園についてはGIGAスクール対応になっていなかったが令和4年度整備完了。	ネットワークを含めトラブル等解消の為にICT支援員を配置している。
	近年、支援を必要とする児童・生徒が増加傾向にあることから、特別支援教育の充実を図る必要がある。	児童・生徒の個に応じた指導の実践を目指し、支援体制の充実と啓発活動を行う。	学校・保護者・関係機関との連携による支援体制の充実を図るとともに、町単独の通級指導教室を実施し児童・生徒の個に応じた指導を実践する。また、チーフCo.やエリアCo.等とともに訪問相談を行い学校の組織的対応に係る助言と関係者による研修会を開催する。	県・町による連携した通級指導が実施され、一人一人に寄り添った指導が行われた。また、教育支援委員会を7/28,11/10,2/16に開催し情報共有が図られた。訪問相談は美郷北5/30、西郷義務6/7、美郷南6/17。研修会を年4回、4/26、6/23、11/4、2/6に開催し実践的な指導力の向上が図られた。	A ----- (評価の理由) 園児・児童・生徒の実態に即した指導を行うことができた。	幼稚園教育との連携をさらに深め、継続的な教育支援体制の充実が必要である。また、通常の学級における支援が必要な児童生徒に対しても継続的な支援体制が必要である。	通常の学級担任や管理職も含めた全職員の特例支援教育に対する知見を高める。

	事業名	現状と課題	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
1	義務教育学校の充実	就学前教育については、令和3年度より町立幼稚園が年中・年長の2年間に統一されそれぞれ義務教育学校・小中一貫校の同一敷地内に設置された幼稚園となっている。	幼小連携教育の内容を踏まえ、義務教育学校・小学校への移行が円滑に出来るよう努める。	園児と小中学生の合同での行事を実施し、指導力の向上を図る。また、教職員の働き方改革にもつなげる。	新型コロナウイルス感染症対策のため時間短縮等を行いながらも幼小中合同の運動会と、3園の交流会が5回計画(4回実施)、また、3園合同職員研修会を13回実施するなど教諭の指導力向上を図ることができた。	A ----- (評価の理由) 特に研修会は充実した内容で実施された。	幼稚園教諭と小中学校教諭との連携のさらなる強化が期待される。	継続し定期的に充実した合同研修会を実施する。
		令和2年度開始の学校給食完全無償化事業とともに国県の補助を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響で消費が大幅に落ち込んだ県産食材の提供を行う。	国県の補助と町の予算により宮崎牛や地鶏肉、水産物(カンパチ・マダイ・うなぎ)の県産材を購入し給食での提供を行う。	県産食材や美郷町産の食材や加工品等の調達を行う。	美郷牛・地鶏肉・水産物(マダイ・ブリ)の提供を行った。総額664,320千円(内国県補助656千円)。他に、栗やさんかん、ミニマト、なば手羽餃子の提供を行い好評を得た。	A ----- (評価の理由) 県・町産食材を提供でき、また生産者の講話を実施できた。	次年度以降も美郷町産の食材を積極的に提供し、食育の充実を図りたい。	予算を確保し、町産食材を調達し提供していく。
		部活動の地域移行へ向けた検討・取り組みが必要とされている。	県の補助事業(補修等のための指導員等派遣事業)を活用し、各学校の要望する部活動指導員を配置する。	専門性の高い地域の部活動指導員を配置することにより、技術力の向上と教職員の働き方改革に資することを目的とする。	指導力を有する部活動指導員の指導により、技術力の向上と教職員の働き方改革に資することができた。(西郷義務教育学校に陸上、美郷南学園に野球、美郷北義務教育学校にバレーボールの部活動指導員を設置。)	A ----- (評価の理由) 生徒の意欲的な取り組みと技術力の向上、教職員の働き方改革に効果が見られた。	現在3種目であるがさらなる拡大が必要とされる。	人材の育成、確保に努めていく。
2	「美郷ならではの一貫教育(義務教育学校)方針」の策定	南郷地区において平成23年4月から、北郷地区では平成27年4月から幼小中一貫教育が開始された。また、令和3年から西郷・北郷地域に義務教育学校が開校したが、一貫教育に関する教育方針の策定がなされていない状況がある。	「美郷ならではの一貫教育(義務教育学校)方針」を策定し、各種課題の解決と義務教育学校における教育効果の向上を目指す。	「美郷ならではの一貫教育(義務教育学校)方針」を冊子やパンフレットにまとめ、義務教育学校に期待される効果をPRし、また実践につなぐ。	校長会や教頭会の意見も取り入れながら令和4年度版を策定した。	A ----- (評価の理由) 美郷南学園の義務教育学校への校種変更にも役立つことができた。	今回の策定は第1段階であり、今後も協議・検討を重ねながら、さらなる義務教育学校の充実化を目指す。	今後、保護者や児童生徒の声も反映させながら、改訂版を作成していく。
3	学校支援訪問	町内学校の支援訪問を基本年1回ずつ行っている。	新型コロナウイルス感染症対策を行いながら町内4校の支援訪問を実施する。	北部教育事務所の協力を得ながら、美郷北義務教育学校・西郷義務教育学校・南郷中学校・南郷小学校の学校支援訪問を実施し、指導力の向上と学校の課題解決を目指す。	新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、11月22日に西郷義務教育学校、11月30日に美郷南学園、12月13日に美郷北義務教育学校の学校支援訪問を実施し、授業における改善点や取り組みについて確認することができ指導力向上につながった。	A ----- (評価の理由) 教職員一人一人が授業や学級経営を振り返るとともに、今後の授業改善に向けての課題や取り組みを明らかにできた。	授業でICTを使う場面が多く見られたが、ICTを使うことが目的になっているところが感じられたので、目的を明確にして機器の活用を図って行く必要がある。	ICTを活用する授業について研修等を実施し、教職員のスキルアップを図っていく。

事業名	現状と課題	本年度の目標	目標達成の為に取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
4 高校生の就学支援	町内に高校が無いため遠方の高校に進学する生徒の負担を軽減する必要がある。	申請された高校生に対し就学支援補助金の交付を行う。	年度当初に募集を行い、申請があった高校生に対し遅滞無く就学支援補助金の交付を行う。	令和4年度は延51名に総額5,080千円を補助した。 1人に付き 月10,000円 (4月8月を除く)	A (評価の理由) 遅滞無く就学支援補助金を交付することができた。	高校を退学した場合の届出が遅れるケースがある。	補助申請の時の説明の徹底を行う。
	日向・門川への通学生の交通手段を確保する。	高校生スクールバスの安全な運行。	往路、早バス・遅バス、復路、早バス・遅バスの4便を運行する。	16名/日の利用があり、2,070千円の利用料金収入があった。一方でバスの老朽化が進んでおり年間の維持費も膨らんでいる。	B (評価の理由) 過年度分に寄付金の未納がある。運行に関しては安全に留意した。	スクールバス路線外の南郷地区、北郷地区に不公平感がある。また、費用対効果の検証が必要である。	スクールバスの廃止も含めた検討を急ぐ。
5 育英奨学金貸与事業	高校や大学等の就学生に対してして補助を実施する。	新規に奨学生を募集すると共に既存の奨学生に対して奨学金を貸与する。	新規の奨学生を募集し育英審議会において審査し貸与を行う。	令和4年度新規奨学生13名、既存奨学生26名に総額16,090千円の貸与を実施した。 高校生 月20,000円 大学生 月50,000円	A (評価の理由) 遅滞無く貸与を実施することができた。	育英奨学金における返還未納者への対策が必要である。	債権代行契約による回収等の取り組みの強化に努める。
6 美郷町小・中学教職員教育研究論文	美郷町内の小・中学校の教職員の資質の向上を図る。	美郷町内の小・中学校教職員教育研究論文の募集を行いその実践により教職員の資質の向上を目指す。	美郷の現状と課題を把握し、各教職員が実践した研究を論文にして提出し、審査講評を行う。	令和4年度は14編の応募があり最終結果として1席1名、2席1名、3席2名、入選2名の結果であった。各学校で受賞者の表彰を行った。	A (評価の理由) 応募数14編。今日的教育課題(特別支援・ICT等)の研究への取り組みがなされ内容も充実していた。	作成、評価が負担となっている。働き方改革の観点により見直しを行った。	県の弘済会「教育実践研究論文」等を各学校に周知を図り、応募を勧めることとした。町の研究論文は令和4年度で終了とする。
7 子どもたちへの安全な教育環境の整備	子どもを取り巻く環境は常に変化しており、それに的確に対応する必要がある。	子どもたちの学びの保証と教育環境の整備・充実を図る。	いじめへの早急で適切な対応と、不登校に対する校内での情報共有と専門機関との連携強化に努めた。さらに、命を守る取り組みとして、要保護児童等対策協議会との連携協働、スクールバスに関する安全運行に対する指導を行った。	不登校に関しては、医療機関との連携により適切に対応することができた。必要に応じ要保護対策協議会のケース会議が開催され各組織連携し対応した。	A (評価の理由) 各課題に組織的に対応することができた。	多様化する諸課題に対し、関係機関等との連携を強化し組織的に対応することが必要である。	定期的な連絡会議(ケース会議等)により、各種課題等の情報の共有を行う。また、多様化する諸課題に対応する教育支援センター設置へ向けた取り組みを加速する。
8 学校教育における新型コロナウイルス感染症対策	新型コロナウイルス感染症への対策に努め、家庭等への感染拡大防止に努めなければならない。	十分な感染対策を講じ、感染の拡大を防ぐよう学校教育活動を支援する。	国や県、美郷町新型インフルエンザ対策本部会議の感染防止マニュアルに従い、状況に応じた対応を実施していく。また、保護者には早急な情報提供を行い対応への協力を依頼する。	参観日を含む各種行事の見直しや精選を行い、運動会については10月に半日開催とした。修学旅行についても状況に応じ行先を変更するなどの対応を取った。家庭においても毎日の検温や健康観察などの体調管理を行い対策に努めた。	A (評価の理由) 感染防止マニュアルを徹底し、感染の拡大を阻止した。	新型コロナウイルス感染症に限らず、台風等の自然災害も考慮する必要がある。	ポケットWi-Fi等家庭での環境整備も完了したため、遠隔授業を実施するなど積極的な活用を図る。

(3) 家庭教育の振興

	事業名	現状と課題	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
1	家庭教育の充実	各学校学年単位の家庭教育学級の充実。	各幼稚園・学校において発達段階に応じた家庭教育学級を開設する。	各幼稚園・学校の特色を生かし、学級委員長を中心に魅力ある事業計画を作成し参加者の増員を図る。	各幼稚園・学校における開催回数が3～4回と減少したが、町内の幼稚園・義務教育学校・小中一貫校において特色のある活動が行われた。	B (評価の理由) 家庭教育学級のマンネリ化や参加者の固定化がみられる。	魅力的な内容とするための検討と、参観日に開催するなど参加しやすい家庭教育学級運営が課題とされる。	以前実施していたように、教育事務所等から講師を招聘し、家庭教育学級連絡会議(学級委員長と教頭が出席)を開催することで各学級の充実に努める。
		家庭教育学級生同士の課題の共有と交流の場とする、町教育委員会主催の家庭教育推進大会を開催する必要がある。	保護者、教諭等の学習の機会である家庭教育推進大会を開催する。	家庭教育は、「生きる力」「心の教育」の基盤を確立するため、全ての教育の出発点であることの認識を深めるとともに、家庭が本来果たすべき役割を見据え、家庭の教育力の向上を目指し事業を実施する。	新型コロナウイルス感染症の影響により、会場における家庭教育推進大会は開催できなかったが、ビデオによるオンデマンドで「足育」成田あす香氏による講演を配信することができた。	B (評価の理由) オンデマンドによる家庭教育推進大会としたが感想を把握できなかった。	新たな開催方法を模索しながら継続していきたい。	家庭教育の重要性を鑑み、充実した家庭教育推進大会の実施に努める。
2	成人証書授与式	例年1月3日に20歳を対象に成人証書授与式を開催しているが、令和4年4月改正民法施行に伴う成人年齢引き下げに対応した成人証書授与式を開催の検討をしなければならない。	改正民法施行に伴う成人年齢引き下げに対応した成人証書授与式を開催する。また、移行期に当たる19歳、20歳に対しても成人を祝す式典を開催する。	令和3年度中に、成人者や保護者に対し事前に協議・説明を行い、開催の可否について早めに判断し通知を行った。	8月15日に令和4年度で18歳成人となる対象者に対して成人証書授与式を開催し、1月3日午前20歳、午後19歳を対象とした式典を開催した。	A (評価の理由) それぞれに対し、これまでの通し番号による成人証書を授与した。	改正民法の施行に伴う、成人証書授与式の在り方(成人式の意義等)について、町の姿勢を浸透させる必要がある。	成人者やその保護者とも意見を交わし、本来の成人式の在り方・意義等について周知を図っていく。
3	地域学校協働活動事業	地域と学校のより深い連携を目指す。	次世代を担う人材育成と持続可能な地域社会の実現を目的に「学校を核とした地域づくり」を目指す。	学校関係者・PTA・行政関係・社会教育関係団体・自治会等の8名の委員による委員会を開催し体制の充実化を図る。具体的な取組としては、読書活動支援員を配置し地域や学校に本を届けることで町内における本の循環を図る。	読書活動支援員を配置(西郷図書館)し、地域(図書館)と児童・生徒をつなぐことができた。	B (評価の理由) 事業の検証と継続性に関する協議が必要。	今後の学校運営協議会との連携協働が重要である。	学校運営協議会に地域学校協働活動本部の委員が参画し、連携強化を図る。

(4) 社会教育の振興、生涯学習の充実

	事業名	現状と課題	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
1	生涯学習の充実	新型コロナウイルス感染症の拡大により、個人の学びに余裕がみられる。新しい生きがい教室の構築が課題である。	町民がいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができる生きがい教室を開催する。	これまでの、「提案型」「要望型」「訪問型」にとられず新たな生きがい教室の開催を計画する。	新型コロナウイルス感染症の影響で、例年より回数は、減少したが、66回の生きがい教室を開催し延べ374人が参加した。	B ----- (評価の理由) 参加者の固定化がみられる。さらに魅力ある講座の検討が必要である。	魅力的な新たな生きがい教室の構築が求められている。	町民のニーズに応じた生きがい教室の運営に努める。さらにオンラインによる講座や実益的な内容の検討を行う。
		青少年派遣交流事業として沖縄県豊見城市と、また、青少年日韓親善交流事業として韓国扶餘との交流を行っているが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施が困難な状況にある。	新型コロナウイルス感染症の感染状況を的確に判断しながら対応を行う。	往来による交流は困難であることから、両事業ともにICT機器を活用した交流を構築する。	沖縄県豊見城市との交流は、昨年同様オンラインでのWEB交流を実施した。美郷町での参加者は美郷北義務教育学校7年生3名、西郷義務教育学校5年生1名、7年生3名であった。日韓親善交流事業もオンラインによるWEB交流で林川(イムチョン)中学校の校長、教頭、南学園が教頭と7年生担任が参加した。	B ----- (評価の理由) 両事業、往来による交流実施できなかったが、オンラインで開催することにより草の根の交流は継続できた。	事業の趣旨を再確認し、持続可能な交流事業とする必要がある。	今後もWeb交流等を実施し交流を継続し、さらなる発展を期す。
2	公民館活動支援	各公民館から要望のある施設の維持補修の対応が必要である。(公民館・集会施設維持補修事業)	地域コミュニティの核たる施設である公民館の維持補修について、補助交付要綱に基づき予算の範囲内で補助金を交付する。	各公民館よりの補助の申請に対し改修費用については、2/3、備品購入費用については、1/3を補助する。	坂元公民館に対し公民館・集会所維持補修費として屋根改修工事補助金1,142千円を交付した。	A ----- (評価の理由) 要望のあった維持補修について補助金を交付することができた。	今後も老朽化等により維持補修の要望が増加すると考えられる。	要望に対し、緊急性等も考慮しながら計画的に対応していく。
		各公民館から要望のある公民館に類する施設等の整備に関する対応が必要である。(公民館施設に類する施設整備事業)	地域住民が管理する公民館施設に類する地域活動(地域コミュニティ)施設等を整備する際、その施設を管理する自治公民館に対し補助金を交付する。	公民館に類する施設を管理する自治公民館の補助申請に対し整備に要する燃料費や原材料費の1/2以内を補助する。	長谷野公民館が管理する長野生活改善センター広場内倒木除去と施設改修に要する費用に対し補助金を交付した。総額160千円	A ----- (評価の理由) 要望のあった維持補修について補助金を交付することができた。	今後も老朽化等により維持補修の要望が増加すると考えられる。	要望に対し、緊急性等も考慮しながら計画的に対応していく。
3	図書館の充実	新型コロナウイルス感染症の影響で読書の機会の減少が危惧される為、読書の機会を増やす対策を講じなければならない。	生涯学習の拠点として図書館を位置づけ、読書活動推進事業を展開する。併せて届ける図書館「美さ本」のさらなる充実を図る。	美郷町読書活動推進事業「美郷町本活事業【美さ本】」を実施し、図書館利用が困難な方々へ、図書館職員が出向き本の貸し出しを行う等、読書活動の推進に努める。	美郷町読書活動推進事業新規利用者数12名増 総利用者数506名 貸出冊数928冊(前年比149冊増)	A ----- (評価の理由) 「美さ本」とともに、図書館の利用者が増加した。令和4年度の利用者数8,772名(令和3年度から1,159名増)	「美さ本」を核に、さらに読書活動の推進を図る必要がある。	町民のニーズに即した新たな図書館運営について検討する。

(5) 健康の増進と生涯スポーツの振興

	事業名	現状と課題	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
1	健康の増進と生涯スポーツの振興(各種スポーツ大会・スポーツ少年団活動)	新型コロナウイルス感染症の影響により各種スポーツ大会の開催が困難な状況が続いている。	状況に応じて適切な判断を行い各種スポーツ大会を開催する。町民の健康づくりに寄与する。	感染状況に応じて適切な判断を行い、各種スポーツ大会を開催する際は、検温等、各種スポーツ大会に参加する町民の健康観察を実施し、消毒等感染対策を徹底し大会を実施する。	軟式野球・グランドゴルフ競技等において感染症対策を徹底しながら、総計9回各種大会が開催され延べ680名の町民が参加した。第25回ロードレースin百済の里(ハーフマラソンのみ)に101名がエントリーした。	B ----- (評価の理由) 新しい生活様式によるスポーツ大会の開催(参加)を模索する。	スポーツ関係団体の継続的な支援が必要である。	状況に応じ適切な対応を行い、各種大会を開催する。
		新型コロナウイルス感染症の影響によりスポーツ少年団の活動やスポーツ教室の開催が困難な状況が続いている。	状況に応じて適切な判断を行いスポーツ少年団活動やスポーツ教室を開催する。	感染状況に応じて適切な判断を行い、スポーツ少年団の活動やスポーツ教室の実施について判断し、活動を行う時は、検温等の健康観察を実施し、消毒等感染対策を徹底する。	スポーツ少年団の活動については、中学校部活動との整合性をとりながら活動休止期間の判断を行った。県のスポーツ少年団中央大会を始め多くの大会が、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。例年行っていた、スポーツ教室については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止した。	B ----- (評価の理由) 新しい生活様式によるスポーツ大会の開催(参加)を模索する。	スポーツ少年団の継続的な支援が必要である。	状況に応じ適切な対応を行い、各種大会を開催する。

(6)文化の高揚

	事業名	現状と課題	本年度の目標	目標達成の為の取組内容	取組結果	評価・理由	今後の課題	改善策
1	文化財の指定・保護	「美郷町備長炭製炭技術保存会の備長炭製炭」が宮崎県無形民俗文化財に指定されたことを受け、さらに、本町の有する他の文化財についてその魅力の発信し文化財保護意識の高揚を図る必要がある。	町民の文化財保護意識の高揚	町指定天然記念物の保全と管理を行う。	樹木医の指導を受け、町指定天然記念物の保全事業を実施し、その保存と継承を行った。	A ----- (評価の理由) 文化財保護の啓蒙が図られた。	国・県・町指定の文化財91件の適正な保護(保存)・継承・活用が求められる。	本町文化財に関する冊子の作成を検討する。
2	文化・芸術事業の推進	新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域に残る貴重な伝統・郷土芸能の保存や継承が課題となっている。	町内の伝統・郷土芸能保存団体の育成に努める。	伝統芸能保存事業を充実させ、活動を支援する補助金を交付した。	文化財保存調査委員会より諮問を受け、教育委員会が認定した26団体に対し補助金交付申請の奨励を行い、17団体に活動支援補助金(上限80千円)を交付した。	A ----- (評価の理由) 郷土に残る貴重な伝統文化の保存・継承に資する。	継続した支援が必要である。	新たな団体の掘り起こしを行う。
	文化芸能を保存・継承する施設の整備が必要とされる。	希望の出された施設の整備を行い、郷土芸能の保存・継承に資する。	要望の出された郷土芸能の調査を行い、必要な施設整備を行う。	一度途絶えていたが、昭和53年に復活した上野原白太鼓踊り保存会の継承施設である、上野原文化伝承館に照明設備の整備を行い、その保存と継承の機運を高めた。	A ----- (評価の理由) 夜間の練習にも対応できるよう整備できた。	今後も郷土芸能団体の要望に、計画的に対応する必要がある。	年次計画的に整備を進める。	
	郷土の歌人「小野葉桜」の顕彰活動を継続する。	葉桜短歌賞の募集を実施し、葉桜まつり・葉桜短歌賞表彰式を行う。	葉桜短歌賞の募集を5月から8月にかけて広く行い、新型コロナウイルス感染症の感染状況を適切に判断しながら、表彰式等を開催する。	葉桜短歌賞の募集については、応募者数1,750名・2,089首(前年1,642名・2,027首)の応募があった。新型コロナウイルス感染症の影響で表彰式は、開催できなかったが、入賞者には賞状等を送付した。「葉桜まつり」については、11月3日に神事のみ実施した。	A ----- (評価の理由) 町内外からの多くの応募があった。	顕彰活動を粛々と継続していく。	表彰式のWeb開催等、新たな顕彰活動を検討を行う。	
	町内における、芸術文化に触れる機会に恵まれていない現状がある。	芸術文化振興事業とする「優秀映画鑑賞事業」を実施する。	国立美術館「国立映画アーカイブ」からの依頼を受け県生涯学習課が公募を行う「優秀映画鑑賞推進事業」に、本町の芸術文化振興事業として事業実施申請を行う。	令和4年12月10日(土)・11日(日)に南郷多目的研修センターにおいて「芸術文化振興事業 優秀映画鑑賞推進事業[美郷キネマ]」を開催した。昭和11年から平成23年度にかけて制作された日本映画の中から映画史を代表する作品や当時の国民から多くの好評を得た4作品を選出した。〔「伊豆の踊子」、「五辨の椿」、「雪国」、「五番町夕霧楼」を上映した。〕	B ----- (評価の理由) 町民が本物の芸術文化作品に触れることができた。今後さらなる充実を期す。	日程について時間配分や昼食等に課題がある。	令和5年度北郷地区開催を検証し、次年度以降の文化振興事業の展開について検討する。	

4. 総合評価

教育委員会の「自己点検及び評価」は、教育委員会の活動や管理・執行の内容について再確認し、その進捗状況を振り返る良い機会となっている。

教育委員会の活動については、美郷町教育基本方針に沿って熱心に各種議案の討議がなされ、教育行政に生かすことができた。また、学校支援訪問により直に教育現場を確認することで、学校と教育委員会のさらなる連携が図られた。課題としては、より積極的な研修会やWeb会議への参加があげられる。

学校教育の充実については、開校2年目を迎えた西郷義務教育学校と美郷北義務教育学校のGIGAスクール情報配線の整備を完了することができた。また、一人一台タブレット導入が最も早かった美郷南学園においても、一部児童用タブレットの更新を行った。今後も計画的にタブレット等の更新を行いICT教育環境の充実を図りたい。特別支援教育については、町単独の通級指導2名〔スマイル(ことば)・チャレンジ(学習・生活)〕と県派遣による通級指導の連携が深まったことで、多くの成果が得られている。また、長期欠席中の児童生徒に対し、「自宅等においてICTを活用した学習行動を行った場合の出席の取扱いに関する定め」と、令和5年度開設を目指し、長期間の欠席や心身の不安や不調を訴えるなど、心因的に不安定な児童生徒が利用する「美郷町教育支援センター(みさとひなたルーム)」の設置要綱・規則が制定されたことは大きな成果とされる。就学支援に関しては、幼保小連携による教育支援委員会の開催、幼小中学校の学校給食無償提供事業や高校生就学支援補助金の交付、育英奨学金貸与事業を実施している。今後も継続して就学支援を充実させていきたい。学校教育に関する目標に関しては、総合的にある程度達成できたものと評価している。

生涯学習・社会教育においては、改正民法の施行と同時に、成人としての自覚と責任を促すことを目的として、18歳を対象とした成人証書授与式を開催した。県生涯学習課の協力も得るなど、新しい成人式の在り方として所期の目的を達成することができた。また、コロナ禍にありながらも青少年交流派遣事業、家庭教育推進大会などを、Web交流やオンデマンドの活用による新しいスタイルを確立したことにより、事業を継続し今後繋ぐことができた。さらに、生涯学習の拠点施設とする町立図書館においては、読書活動推進事業「みさ本」により、新規登録者の増加や図書館自体の利用者が1,100名を超えるなど、その充実と振興を図ることができた。文化面においては、郷土の歌人小野葉桜を顕彰する「葉桜短歌賞」に、前年を上回る応募があるなど、地域の文化の振興に資することができた。総合的ににおいて、コロナ禍にあった令和4年度も町民の学びを止めることはなく、生涯学習の推進に関する目標に対し、ある程度達成したものと評価している。

5. 知見の活用

はじめに、令和4年度も新型コロナウイルス感染症の影響により思うに任せない日々が続く中、少しでも現状を改善しようと努めてこられたことに敬意を表したい。


開校2年目となった義務教育学校2校が順調に教育活動を展開しており効果が見られ始めているとのことであるが、美郷北義務教育学校と西郷義務教育学校としては義務教育学校開校までの経緯が異なるため、その相違も踏まえた効果検証を期待したい。また、令和6年度に義務教育学校として開校予定の美郷南学園も含め、幼稚園教育との強い連携が図られていることも美郷町の一貫教育の特色である。今後、保護者や児童生徒の声を反映させながら「美郷ならではの一貫教育(義務教育学校)方針」を改訂していくとのことであり、学校運営協議会の充実も併せ、大いに期待するところである。教職員の働き方改革を進めつつ、子どもたちが安全に教育を受けることのできる環境を保証し、さらに豊かな学びへとつながるよう今後も取り組んでいただきたい。

家庭教育推進大会は昨年度に引き続きオンデマンドによる開催とし、感染防止と両立した学習機会を提供された。しかしながら「感想の把握ができなかった」と昨年と同じ自己評価であり、改善がなされなかったように見受けられる。同様に家庭教育学級のマンネリ化や参加者の固定化も継続した課題となっているので、適切な対応や開催方法をご検討願いたい。

コロナ禍での社会教育・生涯学習は実施が困難なことも多く、学校教育に比べて優先度が低くならざるを得なかったと拝察するが、町民の心身の健康維持・向上や生きがいづくりなど、社会教育・生涯学習が果たす役割は決して小さくはない。いまだ制約や不安が残る中ではあるが、これを奇貨として、オンラインの活用を含めた新たな実施方法を検討するなど、社会教育・生涯学習がより充実するような方法を模索していただきたい。

文化財や郷土芸能の保存・継承が継続して適切に行われていることは評価に値する。今後はこれらの資源の存在を町内外へ周知するなど、活用をもお考えいただきたい。今後も町民の健康や安全に注意を払いつつ、教育委員会による適正な事務の管理及び執行を通じ、美郷町の教育がより一層充実・発展するよう期待する。

令和 5 年 11 月 19 日

外部評価者氏名 遠藤 宏美 

報告第11号

損害賠償の額を定めることについての専決処分（専決第9号）の
報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項
の規定により報告する。

令和5年12月8日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

議会の委任による町長専決事項について、地方自治法（昭和22年法律
第67号）第180条第2項の規定により、議会に報告するものである。

報告第12号

損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第10号）の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月8日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

議会の委任による町長専決事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会に報告するものである。

報告第13号

損害賠償の額の決定についての専決処分（専決第11号）の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年12月8日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

議会の委任による町長専決事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、議会に報告するものである。

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、下記について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年12月8日 提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

1. 専決第13号 工事請負契約の変更について

工事請負契約の変更について

令和5年3月7日議案第4号をもって議決を得た、令和4年度 4年災(台風14号1号箇所)その他林道 阿切線 災害復旧工事について、下記のとおり契約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分する。

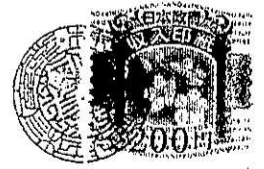
令和 5年11月20日

美郷町長 田中 秀俊

記

1. 契約の目的 令和4年度 4年災 (台風14号 1号箇所)
その他林道 阿切線 災害復旧工事
2. 契約変更の理由 設計変更のため
3. 契約変更の内容

現在の契約金額	69,630,000 円
今回の変更金額	629,506 円
変更後の契約金額	70,259,506 円
4. 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野3114番地
株式会社 田村産業
代表取締役 田村 義久



様式第2号(約款第1条関係)

工事請負変更契約書

- 1 工事名 令和4年度 4年災(台風14号 1号箇所)
その他林道 阿切線 災害復旧工事
- 2 工事場所 東臼杵郡美郷町南郷鬼神野地内
- 3 工期 自 令和 5 年 3 月 7 日
至 令和 6 年 3 月 31 日

請負代金 **増額**

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	6	2	9	5	0	6

減額

〔うち取引に係る消費税額〕


億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	5	7	2	2	7

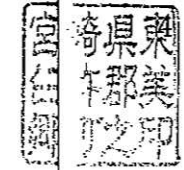
- 5 資材の再資源化等に関する事項
 - (1) 分別解体等の方法
 - (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
 - (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用
 - (注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

令和5年3月7日契約を締結した工事については、今回別冊変更図面及び仕様書のとおり、工事の内容の変更により、前記のとおり変更契約したので、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年11月20日

発注者 美郷町長 田中秀俊 

住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野3114番地
受注者 商号又は名称 株式会社 田村産業 
代表者氏名 代表取締役 田村義久





工期変更協議書

工 事 名	令和4年度 4年災 (台風14号 1号箇所) その他林道 阿切線 災害復旧工事
工 事 場 所	東臼杵郡美郷町南郷鬼神野地内
工 期	自 令和 5年 3月 7日 至 令和 5年 3月 31日
変 更 の 理 由	台風14号災害の後処理において労務者不足の為、工期内完成が困難となった。 以上の理由により工期の延長をお願いしたい。

上記工事の工期終期を、令和6年 3月 31日までに変更したいので協議します。

令和 5 年 3 月 27 日

(請負者)

株式会社 田村産業
代表取締役 田村義久



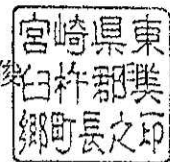
(発注者) 美郷町長 田中秀俊 殿

上記工事の工期の変更については承知しました。

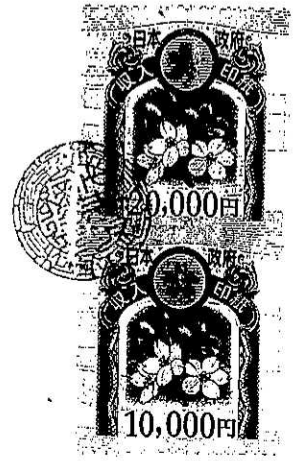
令和 5 年 3 月 27 日

(発注者)

美郷町長 田中秀俊 殿



(請負者) 株式会社 田村産業
代表取締役 田村義久 殿



工事請負仮契約書

- 1 工事名 令和4年度 4年災(台風14号 1号箇所)
その他林道 阿切線 災害復旧工事
- 2 工事場所 東臼杵郡美郷町南郷鬼神野地内

工期 自 令和 5 年 3 月 7 日
至 令和 5 年 3 月 31 日

請負代金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	6	9	6	3	0	0	0	0

うち取引に係る消費税額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	6	3	3	0	0	0	0	0

5 契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	6	9	6	3	0	0	0	0

6 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用
- (注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と 受注者 株式会社 田村産業 とは、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

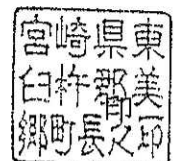
- (1) 出来形部分払の回数 3回以内
- (2) 特約事項「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

本契約日 令和 5 年 3 月 7 日(議案第 4 号 議決)

令和 5 年 2 月 21 日

発注者 美郷町長 田中 秀俊



住所 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野3114番地
受注者 商号又は名称 株式会社 田村産業
代表者氏名 代表取締役 田村 義久



議案第 4 号

工事請負契約の締結について

令和 5 年 2 月 1 5 日に入札に付した下記工事について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年美郷町条例第 54 号)第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

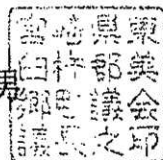
- 1 契約の目的 令和 4 年度 4 年災 (台風 1 4 号 1 号箇所)
その他林道 阿切線 災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 6 9, 6 3 0, 0 0 0 円
(うち取引に係る消費税額 6, 3 3 0, 0 0 0 円)
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野 3 1 1 4 番地
株式会社 田村産業
代表取締役 田村 義久

提案理由

令和 4 年度 4 年災 (台風 1 4 号 1 号箇所) その他林道 阿切線
災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。

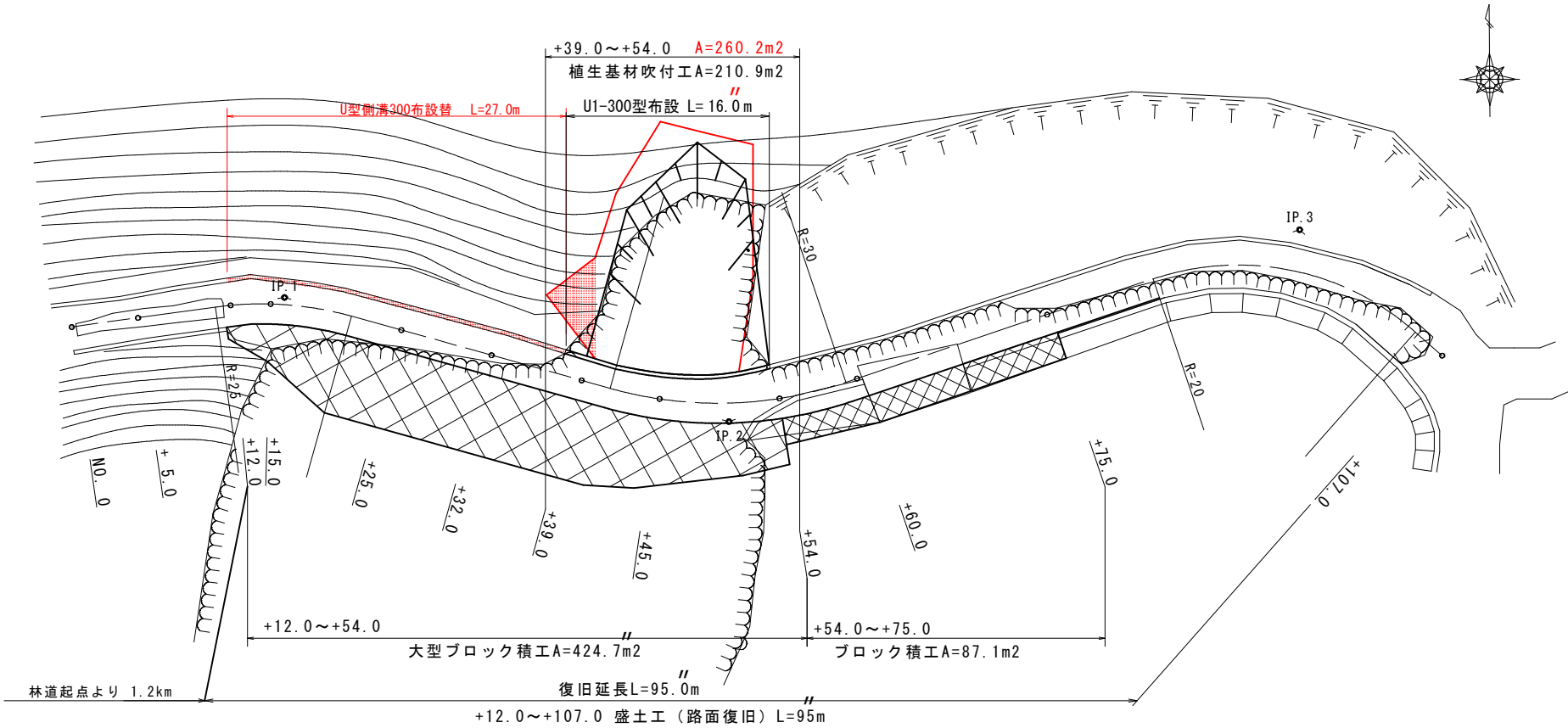
この写は原本と相違ない事を証明する

令和 5 年 3 月 7 日
美郷町議会議長 山本文男



令和 5 年 3 月 7 日原案可決
美郷町議会議長 山本文男

変更設計図



承認第5号

令和5年度美郷町一般会計補正予算（第7号）の専決処分（専決第12号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年12月8日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- 1 専決第12号 令和5年度美郷町一般会計補正予算（第7号）

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

専決第12号

令和5年度美郷町一般会計補正予算(第7号)

令和5年度美郷町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ97,396千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,662,569千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年11月17日

美郷町長 田中秀俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,259,126	97,396	1,356,522
	2 基金繰入金	1,250,565	97,396	1,347,961
歳入合計		10,565,173	97,396	10,662,569

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		1,718,170	622	1,718,792
	1 総務管理費	1,584,749	622	1,585,371
3 民生費		1,066,820	96,774	1,163,594
	1 社会福祉費	775,860	96,774	872,634
歳 出	合 計	10,565,173	97,396	10,662,569

令和 5 年度

美郷町一般会計補正予算

事項別明細書

入 歳

2 歳 入

(款) 19 繰入金

(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

19	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		繰入金	1,259,126	97,396	1,356,522			
		基金繰入金	1,250,565	97,396	1,347,961			
	1	財政調整基金繰入金	1,053,143	97,396	1,150,539	1 財政調整基金繰入金	97,396	1 財政調整基金繰入金 (1) 財政調整基金繰入金

(一般会計)

歲 出

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
2		総務費	1,718,170	622	1,718,792		622				
	1	総務管理費	1,584,749	622	1,585,371		622				
		5	電算システム管理費	113,659	622	114,281		622	12	委託料	622

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明
						特定財源	一般財源	区	分		
3		民生費	1,066,820	96,774	1,163,594		96,774				
	1	社会福祉費	775,860	96,774	872,634		96,774				
		1	社会福祉総務費	281,311	96,774	378,085		96,774	10	需用費	32
								11	役務費	142	消耗品費（事務用品） (32)
								19	扶助費	96,600	送金手数料 (142)
											臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金） (96,600)

(一般会計)

議案第 67 号

工事請負契約の締結について

令和 5 年 1 月 22 日に入札に付した下記工事について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年美郷町条例第 54 条)第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 1 月 28 日提出

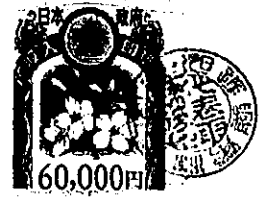
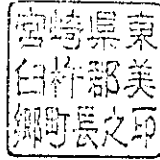
美郷町長 田 中 秀 俊

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 令和 5 年度 町単独事業
美郷町ケーブルテレビセンター通信系設備更新工事 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 1 3 4, 8 8 0, 8 5 6 円
(うち取引に係わる消費税 1 2, 2 6 1, 8 9 6 円) |
| 4 契約の相手方 | 宮崎県延岡市別府町 3 9 0 3 - 2
旭進興業株式会社
代表取締役 日高 哲弥 |

提案理由

令和 5 年度 町単独事業 美郷町ケーブルテレビセンター通信系設備更新工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。



工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 令和5年度 町単独事業
美郷町ケーブルテレビセンター通信系設備更新工事

工 事 場 所 東臼杵郡美郷町(北郷CATVセンター、西郷、南郷、山瀬CATVサブセンター)

工 期 自 令和 5 年 月 日
至 令和 6 年 3 月 29 日

請 負 代 金

+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
¥	1	3	4	8	8	0	8	5	6

（うち取引に係る消費税額）

+	千	百	+	万	千	百	+	円
¥	1	2	2	6	1	8	9	6

契 約 保 証 金

+	億	千	百	+	万	千	百	+	円

資材の再資源化等に関する事項（別紙のとおり）

- (1) 分別解体等の方法
 - (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
 - (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用
- (注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町と請負者 旭進興業株式会社 とは、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

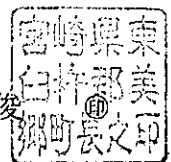
ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 出来形部分払いの回数 3回以内
- (2) 特約事項 「本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 5 年 11 月 22 日

発注者 美郷町長 田 中 秀 俊



請負者 住 所 宮崎県延岡市別府町3903-2
商号又は名称 旭進興業株式会社
代表者氏名 代表取締役 日高 哲弥



入札結果一覧表

- 1 工事の名称 令和5年度 町単独事業
美郷町ケーブルテレビセンター通信系設備更新工事
- 2 工事の場所 東臼杵郡美郷町(北郷CATVセンター、西郷、南郷、山瀬CATVサブセンタ
- 3 入札年月日 令和 5 年 11 月 22 日

番号	入札者氏名	第1回入札高	第2回入札高	摘要
1	株式会社 アブニール 五反田 洋文	辞退		
2	西部電気工業 (株) 宮崎支店 梅北 兼一	122,618,960		
3	旭進興業株式会社 日高 哲弥	122,618,960		落札 抽選
4	日本コムシス株式会社 九州支店 上村 幸太郎	辞退		
5	株式会社NHKテクノロジーズ 福岡総支社 加藤 剛	辞退		
6	株式会社 九電工 宮崎支店 藤枝 浩	139,990,000		
7	富士通ネットワークソリューションズ株式会社 九州事業所 藤原 秀聡	辞退		

上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額が申し込み価格である。

美郷町役場
総務課

議案第68号

日向東臼杵広域連合規約の一部を変更する規約

日向東臼杵広域連合規約（平成13年宮崎県シレイ217-1310）の一部を次のように変更する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように変更する。

改正前				改正後			
別表（第4条、第18条関係）				別表（第4条、第18条関係）			
区分	市町村	負担割合		区分	市町村	負担割合	
1 一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務	門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村	運営管理費	均等割 20% 利用割 80%	1 一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務	<u>日向市</u> 、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村	運営管理費	均等割 20% 利用割 80%
		建設費	均等割 20% 人口割 80%			建設費	均等割 20% 人口割 80%
2～4 [略]				2～4 [略]			

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月8日提出

美郷町長 田中秀俊

提案理由

令和5年9月に次期広域最終処分場整備に関して美郷町花水流区と基本同意に至ったことに伴い、日向市が一般廃棄物最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務に加入するため。

議案第69号

町長等の給料の減額に関する条例

令和6年1月1日から令和6年2月29日までの間における町長及び副町長の給料の額は、町長等の給料及び旅費に関する条例（平成18年美郷町条例第47号）第2条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 町長の給料 同条例第2条別表に掲げる町長の給料月額から、その100分の10に相当する額を減じた額
- (2) 副町長の給料 同条例第2条別表に掲げる副町長の給料月額から、その100分の10に相当する額を減じた額

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和6年2月29日限り、その効力を失う。

令和5年12月8日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

公共工事指名入札における事務処理の誤りを真摯に反省し、町民の皆様の信頼を取り戻すべく再発防止と法令順守の徹底に取り組んでいるところであるが、自らの処分として町長と副町長の令和6年1月及び2月の給料を減額するため、この条例を制定する。

議案第70号

美郷町簡易水道事業の設置等に関する条例

(簡易水道事業の設置)

第1条 生活用水その他の浄水を町民に供給するため、簡易水道事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、簡易水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を令和6年4月1日から適用する。

(経営の基本)

第3条 簡易水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 給水区域は、別表のとおりとする。

3 給水人口は、4,820人とする。

4 1日最大給水量は、2,584立方メートルとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない簡易水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

(会計事務及び決算の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、簡易水道事業の出納その他の会計事務及び決算に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 簡易水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が30万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が30万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 町長は、簡易水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日まで

に、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、1月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、簡易水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

簡易水道名	地域	所在地	給水区域
美郷町	南郷	南郷地区	神門又江の原、天神田、兎田、浜砂橋、仮屋、伊久良ヶ原、長堀、本村、米上、名木の各々の一部、鬼神野、田出原、市谷、尾迎、小村、川原、折立、川上迫、入田の各々の一部
		水清谷地区	折立、猪ノ原、赤木、赤堀、樋の元、久保槇の越、蕨野、小又の各々の一部
		上渡川地区	塚の原、田出原、門田、平城、野畑、鶴野、小野々原、橋の原、古園の各々の一部
	西郷	峰地区	峰の一部、花水流の一部
		上野原地区	上野原の一部

簡易水道		小川地区	小川の一部	
		仮迫地区	仮迫の一部	
		和田地区	和田の一部	
		若宮地区	若宮の一部	
		笹陰地区	小原の一部	
		小八重地区	下の一部	
		山須原地区	下の一部	
	北郷	宇納間地区	中原、中原前、羽子場、大原、甲田、平田、汐、西野々、龍之元、中角、下角、吉田、向宇納間、奥栢、細宇納間、御堂原、池之原、琵琶原、鹿猪谷、小園、椈木、小春、畑之内、扇ヶ原、田ノ上、重野々、板木、黒原、下ノ平の各々の一部	
		長野地区	平山、垂門、米花、今別府、櫻ノ森、織田、坂元、造次郎、力石、山口、九郎造、長野、尾田ノ原、竹ノ原、板屋、田谷、岩下の各々の一部	
		秋元地区	秋元、松ヶ原、塔野原、藤藪、桃之尾、前内、サレノツカ、長田、秋元、タウノ原の各々の一部	
		入下地区	平田、椿原、ツマノシタ、堂ノ越、土々呂内、屋敷水流、笹ノ元、クニギマタ、惣仁田、落水、柳ノ丸、宮ノ脇、廣田、井川、柳瀬、折戸、	

		宮田、小原、ヤナノヒラ、下モ小原、ミナノセ、下ノ原、ずりの原の各々の一部
	黒木地区	小原、ホコノサコ、沖ノ園、田ノ畑、石原、芝原、アマゴノ原、ソグ田、シメ山、中ノ瀬、クロンゴの各々の一部
	小黒木地区	ヤキウ、畑ノシリ、日渡、山ノ木浦、イウゴ、タニ、道野、眞竹、井出ノ谷、柳ノ原、中ノ堀、中原、コウ鶴、松葉、尾ノ花、トウノ原、エラ、アラ田、深田ノ原、詰ノ谷の各々の一部

令和5年12月8日提出

美郷町長 田中秀俊

提案理由

簡易水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第2項に規定する財務規定等を適用するため、本条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

議案第71号

美郷町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、美郷町簡易水道事業（以下「簡易水道事業」という。）における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利益の処分の方法及び積立金の取崩し)

第2条 簡易水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、当該残額の20分の1を減債積立金に、20分の1を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余の額を利益積立金に積み立てる。

2 前項の規定による積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目ごとに、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 利益積立金 欠損金をうめる目的
- (3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

3 前項各号（第2号を除く。）に掲げる積立金をその目的のために使用した場合には、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金)

第3条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、次に定める方法により処分することができる。この場合において、処分の順序は、次の各号の順序とする。

- (1) 利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩す方法

(2) 前号の方法により処分した後の額の全額又は一部を資本金に組み入れる方法
附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月8日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

地方公営企業（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定に基づき簡易水道事業における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

議案第72号

美郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例

(農業集落排水事業の設置)

第1条 農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図るため、農業集落排水事業を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、農業集落排水事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を令和6年4月1日から適用する。

(経営の基本)

第3条 農業集落排水事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

- 2 美郷町農業集落排水施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。
- 3 処理区域は、美郷町の区域内とする。
- 4 処理区域面積は、182ヘクタールとする。
- 5 処理人口は、4,510人とする。
- 6 1日最大処理能力は、1,219立方メートルとする。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない農業集落排水事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により農業集落排水事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

(会計事務及び決算の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、農業集落排水事業の出納その他の会計事務及び決算に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 農業集落排水事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が30万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が30万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 町長は、農業集落排水事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、農業集落排水事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

名称	位置
神門地区農業集落排水施設	美郷町南郷神門 842 番地 4
峰地区農業集落排水施設	美郷町西郷田代 1719 番地 2
花水流地区農業集落排水施設	美郷町西郷田代 1548 番地
和田若宮地区農業集落排水施設	美郷町西郷田代 8358 番地 1
上野原小川地区農業集落排水施設	美郷町西郷田代 5224 番地 4
辰之元地区農業集落排水施設	美郷町北郷宇納間 4501 番地

令和5年12月8日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

農業集落排水事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第2項に規定する財務規定等を適用するため、本条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96号第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

議案第73号

美郷町農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項及び第3項の規定に基づき、美郷町農業集落排水事業(以下「農業集落排水事業」という。)における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利益の処分の方法及び積立金の取崩し)

第2条 農業集落排水事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、当該残額の20分の1を減債積立金に、20分の1を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余の額を利益積立金に積み立てる。

2 前項の規定による積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目ごとに、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。

- (1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的
- (2) 利益積立金 欠損金をうめる目的
- (3) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

3 前項各号(第2号を除く。)に掲げる積立金をその目的のために使用した場合には、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金)

第3条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、次に定める方法により処分することができる。この場合において、処分の順序は、次の各号の順序とする。

- (1) 利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときに、当該残額に相当する額を取り崩す方法
- (2) 前号の方法により処分した後の額の全額又は一部を資本金に組み入れる方法

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月8日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

地方公営企業（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定に基づき農業集落排水事業における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第 7 4 号

美郷町簡易水道事業の設置等に関する条例及び美郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(美郷町特別会計条例の一部改正)

第 1 条 美郷町特別会計条例（平成 1 8 年条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 9 条第 2 項の規定により次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 簡易水道事業特別会計 簡易水道事業</u></p> <p><u>(4) 農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業</u></p> <p>(5) [略]</p> <p><u>(6) 国民健康保険病院事業会計 国民健康保険病院事業</u></p> <p><u>(7)・(8) [略]</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 9 条第 2 項の規定により次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>(4)・(5) [略]</u></p>

(美郷町簡易水道給水条例の一部改正)

第 2 条 美郷町簡易水道給水条例（平成 1 8 年美郷町条例第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を</u>図るため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 の規定により、農業集落排水施設（以下「排水施設」という。）の<u>設置及び管理</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 の規定により、農業集落排水施設（以下「排水施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

<p>る。</p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p><u>第2条 美郷町農業集落排水施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第13条 町長は、排水施設に汚水を排除する使用者から毎使用月において、使用者が排除した汚水の量に応じ、<u>別表第2</u>に定める基本料金及び超過料金により算定した額に消費税等相当額を加えた額を徴収する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 町長は、第7条各項に定める期限内に排水設備を設置しない者に対し、<u>別表第2</u>に定める基本料金を徴収する。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p><u>別表第1 (第2条関係)</u></p> <p><u>別表第2 (第13条関係)</u></p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第13条 町長は、排水施設に汚水を排除する使用者から毎使用月において、使用者が排除した汚水の量に応じ、<u>別表</u>に定める基本料金及び超過料金により算定した額に消費税等相当額を加えた額を徴収する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 町長は、第7条各項に定める期限内に排水設備を設置しない者に対し、<u>別表</u>に定める基本料金を徴収する。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p><u>別表 (第13条関係)</u></p>
--	---

(美郷町農業集落排水施設条例の一部改正)

第3条 美郷町農業集落排水施設条例(平成18年美郷町条例第117号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を</u>図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定により、農業集落排水施設(以下「排水施設」という。)の<u>設置及び管理</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2の規定により、農業集落排水施設(以下「排水施設」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

る。

(名称及び位置)

第2条 美郷町農業集落排水施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(使用料の徴収)

第13条 町長は、排水施設に汚水を排除する使用者から毎使用月において、使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定める基本料金及び超過料金により算定した額に消費税等相当額を加えた額を徴収する。

2～4 [略]

5 町長は、第7条各項に定める期限内に排水設備を設置しない者に対し、別表第2に定める基本料金を徴収する。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
神門地区農業集落排水施設	美郷町南郷神門 842 番地 4
峰地区農業集落排水施設	美郷町西郷田代 1719 番地 2
花水流地区農業集落排水施設	美郷町西郷田代 1548 番地
和田若宮地区農業集落排水施設	美郷町西郷田代 8358 番地 1
上野原地区農業集落排水施設	美郷町西郷田代 5224 番地 4
辰之元地区農業集落排水施設	美郷町北郷宇納間 4501 番地

別表第2 (第13条関係)

基本料金(10 m ³ まで)	超過料金(10 m ³ を超えるもの・1 m ³ 増すごと)
1,200円	124円

(使用料の徴収)

第13条 町長は、排水施設に汚水を排除する使用者から毎使用月において、使用者が排除した汚水の量に応じ、別表に定める基本料金及び超過料金により算定した額に消費税等相当額を加えた額を徴収する。

2～4 [略]

5 町長は、第7条各項に定める期限内に排水設備を設置しない者に対し、別表に定める基本料金を徴収する。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

別表 (第13条関係)

基本料金(10 m ³ まで)	超過料金(10 m ³ を超えるもの・1 m ³ 増すごと)
1,200円	124円

(美郷町農業集落排水施設維持管理積立基金条例等の廃止)

第4条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 美郷町農業集落排水施設維持管理積立基金条例（平成18年条例第82号）
- (2) 美郷町農業集落排水事業設備工事資金貸付基金条例（平成18年条例第83号）
- (3) 美郷町簡易水道事業基金条例（平成18年条例第85号）

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月8日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

美郷町簡易水道事業の設置等に関する条例及び美郷町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定、施行に伴い、既存条例の改廃を行うものである。

議案第 7 5 号

美郷町中小企業設備近代化資金貸付基金条例の一部を改正する等の条例

(美郷町中小企業設備近代化資金貸付基金条例の一部改正)

第 1 条 美郷町中小企業設備近代化資金貸付基金条例（平成 1 8 年美郷町条例第 7 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(貸付対象) 第 3 条 資金は、次に掲げる企業がその設備の新設又は増設を行う資金として貸し付けるものとする。 (1) 町内の中小企業で、常時使用する従業員の数が 1 0 人以上の企業 (2) <u>美郷町工場設置奨励条例（平成 1 8 年美郷町条例第 1 2 1 号）で誘致した企業</u> (3) <u>前号に準じて町長が特に認めた企業</u>	(貸付対象) 第 3 条 資金は、次に掲げる企業がその設備の新設又は増設を行う資金として貸し付けるものとする。 (1) 町内の中小企業で、常時使用する従業員の数が 1 0 人以上の企業 (2) <u>その他町長が特に認めた企業</u>

(美郷町工場設置奨励条例の廃止)

第 2 条 美郷町工場設置奨励条例（平成 1 8 年美郷町条例第 1 2 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 8 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例案を提案する。

議案第 7 6 号

美郷町交通指導員設置及び退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

美郷町交通指導員設置及び退職報償金の支給に関する条例（平成 1 8 年美郷町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定数) 第 2 条 交通指導員の定数は、 <u>1 8 人</u> 以内とする。	(定数) 第 2 条 交通指導員の定数は、 <u>1 0 人</u> 以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 8 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

条例定数は合併時の旧村の条例定数を踏まえたものとしたが、現状の実員数とあわないため、この条例案を提案する。

議案第 77 号

美郷町監査の執行に関する条例及び美郷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(美郷町監査の執行に関する条例の一部改正)

第 1 条 美郷町監査の執行に関する条例 (平成 18 年美郷町条例第 22 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(特別監査の着手の期日) 第 5 条 法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 242 条第 1 項若しくは第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定による監査の請求又は法第 199 条第 6 項の規定による監査の要求があった場合は、監査委員は 7 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特にやむを得ない事由があるときは、この限りでない。	(特別監査の着手の期日) 第 5 条 法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 242 条第 1 項若しくは第 243 条の 2 の 8 第 3 項の規定による監査の請求又は法第 199 条第 6 項の規定による監査の要求があった場合は、監査委員は 7 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特にやむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(美郷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 美郷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例 (平成 18 年美郷町条例第 130 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 4 条 法第 34 条において準用する地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 243 条の 2 第 8 項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 4 条 法第 34 条において準用する地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 243 条の 2 の 7 第 8 項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 10 万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 12 月 8 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備するため、美郷町監査の執行に関する条例及び美郷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提案する。

議案第 7 8 号

美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 1 8 年美郷町条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 8 年美郷町条例第 5 0 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 2 2 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 0 . 0</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 6 5 . 0</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 5 条 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 8 年美郷町条例第 5 0 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 2 2 条第 2 項中「<u>1 0 0 分の 1 2 2 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 1 7 0 . 0</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(令和 5 年 1 2 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和 5 年 1 2 月に支給する期末手当に関する第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項中「「1 0 0 分の 1 2 0 . 0」とあるのは「1 0 0 分の 1 6 5 . 0」」とあるのは「「1 0 0 分の 1 2 0 . 0」とあるのは「1 0 0 分の 1 7 5 . 0」」とする。

令和 5 年 1 2 月 8 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

特別職の職員の給与に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 2 号）の一部改正に準じて、美郷町議会議員の期末手当の改正を行うため、この条例案を提案する。

議案第 79 号

町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

町長等の給料及び旅費に関する条例（平成 18 年美郷町条例第 47 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（期末手当）</p> <p>第 4 条 町長等の期末手当の額は、一般職の職員の給与に関する条例（平成 18 年美郷町条例第 50 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 22 条第 2 項中「<u>100 分の 120.0</u>」とあるのは「<u>100 分の 165.0</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第 4 条 町長等の期末手当の額は、一般職の職員の給与に関する条例（平成 18 年美郷町条例第 50 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 22 条第 2 項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 170.0</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和 5 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和 5 年 12 月に支給する期末手当に関する第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 170.0」」とあるのは「「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 175.0」」とする。

令和 5 年 12 月 8 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

特別職の職員の給与に関する法律（昭和 24 年法律第 252 号）の一部改正に準じて、美郷町長等の期末手当の改正を行うため、この条例案を提案する。

議案第 80 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（平成 18 年美郷町条例第 50 号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第 22 条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 120.0</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 67.5</u>」とする。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>第 23 条・第 24 条 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 25 条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 22 条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 122.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 122.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 68.75</u>」とする。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>第 23 条・第 24 条 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第 25 条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは</p>

失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において
 受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100分の100を乗
 じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年
 前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の50を乗
 じて得た額の総額

3～6 [略]

第26条～第30条 [略]

附 則

1～11 [略]

12 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) [略]

(2) 医師

(3)・(4) [略]

13～17 [略]

別表第1 (第3条関係)

一般行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100

失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において
 受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100分の102.5を
 乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年
 前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の48.75
 を乗じて得た額の総額

3～6 [略]

第26条～第30条 [略]

附 則

1～11 [略]

12 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) [略]

(2) 医師及び獣医師

(3)・(4) [略]

13～17 [略]

別表第1 (第3条関係)

一般行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500

6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500

6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200

35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400

35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600

64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	

64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	

93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600	381,500	393,300	
95		295,200	343,100	381,900	393,600	
96		295,600	343,500	382,300	393,800	
97		295,800	343,700	382,600	394,000	
98		296,100	344,100	383,100	394,300	
99		296,500	344,500	383,500	394,600	
100		296,900	344,800	383,900	394,800	
101		297,100	345,100	384,200	395,000	
102		297,400	345,500	384,500		
103		297,800	345,900	384,800		
104		298,100	346,300	385,100		
105		298,300	346,800	385,400		
106		298,600	347,200	385,700		
107		299,000	347,600	386,000		
108		299,300	348,000	386,300		
109		299,500	348,500	386,600		
110		299,900	348,900	386,900		
111		300,300	349,200	387,200		
112		300,600	349,500	387,500		
113		300,800	350,000	387,800		
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				
118		302,100				
119		302,400				
120		302,700				
121		303,100				

93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	
94		295,900	343,600	382,500	394,300	
95		296,200	344,100	382,900	394,600	
96		296,600	344,500	383,300	394,800	
97		296,800	344,700	383,600	395,000	
98		297,100	345,100	384,100	395,300	
99		297,500	345,500	384,500	395,600	
100		297,900	345,800	384,900	395,800	
101		298,100	346,100	385,200	396,000	
102		298,400	346,500	385,500		
103		298,800	346,900	385,800		
104		299,100	347,300	386,100		
105		299,300	347,800	386,400		
106		299,600	348,200	386,700		
107		300,000	348,600	387,000		
108		300,300	349,000	387,300		
109		300,500	349,500	387,600		
110		300,900	349,900	387,900		
111		301,300	350,200	388,200		
112		301,600	350,500	388,500		
113		301,800	351,000	388,800		
114		302,000				
115		302,300				
116		302,700				
117		302,900				
118		303,100				
119		303,400				
120		303,700				
121		304,100				

	122		303,300				
	123		303,600				
	124		303,900				
	125		304,200				
再任用の職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	253,600	338,400	400,400	471,700	566,500
	2	256,100	341,400	403,300	474,000	569,600
	3	258,600	344,200	405,900	476,200	572,700
	4	261,100	347,100	408,600	478,500	575,800
	5	263,300	349,800	411,000	480,700	578,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900	581,100
	7	270,900	355,900	415,400	485,100	583,500
	8	274,700	358,700	417,300	487,300	585,900
	9	278,300	361,100	419,500	489,300	588,100
	10	282,300	363,700	422,200	491,400	589,600
	11	286,300	366,400	424,800	493,500	591,100
	12	290,300	369,200	427,500	495,600	592,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700	594,100
	14	298,000	375,600	432,400	499,800	595,200
	15	301,900	378,600	434,800	501,900	596,300

	122		304,300				
	123		304,600				
	124		304,900				
	125		305,200				
再任用の職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

別表第2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	264,700	346,600	406,900	474,700	568,100
	2	267,200	349,600	409,600	477,000	571,200
	3	269,600	352,400	412,100	479,200	574,300
	4	272,000	355,300	414,700	481,500	577,400
	5	274,100	357,800	417,100	483,700	580,300
	6	277,600	360,800	419,100	485,800	582,700
	7	281,100	363,800	420,900	488,000	585,100
	8	284,500	366,600	422,800	490,000	587,500
	9	288,100	368,700	424,600	491,900	589,700
	10	291,600	371,200	427,300	494,000	591,200
	11	295,200	373,900	429,800	496,100	592,700
	12	298,700	376,400	432,200	498,200	594,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300	595,700
	14	306,100	382,500	436,900	502,200	596,800
	15	310,000	385,500	438,900	504,300	597,900

16	<u>305,700</u>	<u>382,200</u>	<u>437,300</u>	<u>504,000</u>	<u>597,200</u>
17	<u>309,300</u>	<u>385,600</u>	<u>439,300</u>	<u>506,100</u>	<u>598,400</u>
18	<u>312,800</u>	<u>388,300</u>	<u>441,700</u>	<u>508,100</u>	<u>599,400</u>
19	<u>316,300</u>	<u>390,800</u>	<u>444,000</u>	<u>510,100</u>	<u>600,400</u>
20	<u>319,800</u>	<u>393,400</u>	<u>446,400</u>	<u>512,100</u>	<u>601,400</u>
21	<u>323,400</u>	<u>396,100</u>	<u>447,900</u>	<u>513,900</u>	<u>602,400</u>
22	<u>327,100</u>	<u>398,300</u>	<u>450,300</u>	<u>515,700</u>	
23	<u>330,500</u>	<u>400,200</u>	<u>452,600</u>	<u>517,600</u>	
24	<u>333,800</u>	<u>401,800</u>	<u>454,900</u>	<u>519,500</u>	
25	<u>337,300</u>	<u>403,800</u>	<u>456,900</u>	<u>521,200</u>	
26	<u>339,800</u>	<u>406,100</u>	<u>459,200</u>	<u>523,000</u>	
27	<u>342,400</u>	<u>408,300</u>	<u>461,400</u>	<u>524,800</u>	
28	<u>344,700</u>	<u>410,600</u>	<u>463,700</u>	<u>526,600</u>	
29	<u>347,100</u>	<u>412,900</u>	<u>465,800</u>	<u>528,200</u>	
30	<u>348,900</u>	<u>415,000</u>	<u>468,100</u>	<u>530,000</u>	
31	<u>350,700</u>	<u>417,000</u>	<u>470,400</u>	<u>531,800</u>	
32	<u>352,700</u>	<u>419,100</u>	<u>472,600</u>	<u>533,600</u>	
33	<u>354,900</u>	<u>421,000</u>	<u>474,600</u>	<u>535,200</u>	
34	<u>357,200</u>	<u>422,800</u>	<u>476,700</u>	<u>537,000</u>	
35	<u>359,300</u>	<u>424,600</u>	<u>478,800</u>	<u>538,700</u>	
36	<u>361,600</u>	<u>426,600</u>	<u>480,900</u>	<u>540,500</u>	
37	<u>363,700</u>	<u>428,500</u>	<u>483,000</u>	<u>542,100</u>	
38	<u>366,100</u>	<u>430,500</u>	<u>484,800</u>	<u>543,700</u>	
39	<u>368,300</u>	<u>432,400</u>	<u>486,600</u>	<u>545,100</u>	
40	<u>370,300</u>	<u>434,400</u>	<u>488,400</u>	<u>546,700</u>	
41	<u>372,500</u>	<u>436,200</u>	<u>490,100</u>	<u>548,200</u>	
42	<u>373,500</u>	<u>438,000</u>	<u>491,900</u>	<u>549,600</u>	
43	<u>374,300</u>	<u>439,700</u>	<u>493,700</u>	<u>551,000</u>	
44	<u>375,000</u>	<u>441,500</u>	<u>495,500</u>	<u>552,300</u>	

16	<u>313,600</u>	<u>388,800</u>	<u>441,000</u>	<u>506,400</u>	<u>598,800</u>
17	<u>317,200</u>	<u>391,800</u>	<u>443,000</u>	<u>508,300</u>	<u>600,000</u>
18	<u>320,700</u>	<u>394,400</u>	<u>445,200</u>	<u>510,300</u>	<u>601,000</u>
19	<u>324,200</u>	<u>396,800</u>	<u>447,400</u>	<u>512,300</u>	<u>602,000</u>
20	<u>327,700</u>	<u>399,300</u>	<u>449,500</u>	<u>514,100</u>	<u>603,000</u>
21	<u>331,300</u>	<u>401,900</u>	<u>450,900</u>	<u>515,900</u>	<u>604,000</u>
22	<u>335,000</u>	<u>403,900</u>	<u>453,300</u>	<u>517,700</u>	
23	<u>338,400</u>	<u>405,500</u>	<u>455,600</u>	<u>519,500</u>	
24	<u>341,700</u>	<u>407,100</u>	<u>457,800</u>	<u>521,300</u>	
25	<u>345,000</u>	<u>408,800</u>	<u>459,800</u>	<u>522,900</u>	
26	<u>347,500</u>	<u>411,000</u>	<u>462,100</u>	<u>524,700</u>	
27	<u>350,000</u>	<u>413,100</u>	<u>464,300</u>	<u>526,500</u>	
28	<u>352,300</u>	<u>415,100</u>	<u>466,600</u>	<u>528,300</u>	
29	<u>354,400</u>	<u>417,200</u>	<u>468,700</u>	<u>529,900</u>	
30	<u>356,100</u>	<u>419,300</u>	<u>470,900</u>	<u>531,700</u>	
31	<u>357,800</u>	<u>420,900</u>	<u>473,200</u>	<u>533,500</u>	
32	<u>359,600</u>	<u>422,600</u>	<u>475,300</u>	<u>535,300</u>	
33	<u>361,500</u>	<u>424,500</u>	<u>477,100</u>	<u>536,900</u>	
34	<u>363,700</u>	<u>426,000</u>	<u>479,200</u>	<u>538,700</u>	
35	<u>365,800</u>	<u>427,800</u>	<u>481,300</u>	<u>540,400</u>	
36	<u>367,800</u>	<u>429,600</u>	<u>483,300</u>	<u>542,100</u>	
37	<u>369,700</u>	<u>431,500</u>	<u>485,400</u>	<u>543,700</u>	
38	<u>371,900</u>	<u>433,500</u>	<u>487,100</u>	<u>545,300</u>	
39	<u>374,000</u>	<u>435,300</u>	<u>488,900</u>	<u>546,700</u>	
40	<u>376,000</u>	<u>437,200</u>	<u>490,700</u>	<u>548,300</u>	
41	<u>378,000</u>	<u>439,000</u>	<u>492,300</u>	<u>549,800</u>	
42	<u>378,700</u>	<u>440,700</u>	<u>494,100</u>	<u>551,200</u>	
43	<u>379,300</u>	<u>442,400</u>	<u>495,900</u>	<u>552,600</u>	
44	<u>380,000</u>	<u>444,200</u>	<u>497,500</u>	<u>553,900</u>	

45	<u>376,200</u>	<u>443,300</u>	<u>497,100</u>	<u>553,500</u>	
46	<u>377,600</u>	<u>445,100</u>	<u>498,800</u>	<u>554,500</u>	
47	<u>379,100</u>	<u>446,900</u>	<u>500,600</u>	<u>555,500</u>	
48	<u>380,600</u>	<u>448,600</u>	<u>502,400</u>	<u>556,500</u>	
49	<u>381,700</u>	<u>450,400</u>	<u>504,000</u>	<u>557,500</u>	
50	<u>382,700</u>	<u>452,100</u>	<u>505,300</u>	<u>558,400</u>	
51	<u>383,700</u>	<u>453,900</u>	<u>506,600</u>	<u>559,300</u>	
52	<u>384,500</u>	<u>455,700</u>	<u>507,900</u>	<u>560,200</u>	
53	<u>385,400</u>	<u>457,600</u>	<u>508,900</u>	<u>561,000</u>	
54	<u>386,300</u>	<u>458,800</u>	<u>510,200</u>	<u>561,900</u>	
55	<u>387,000</u>	<u>460,000</u>	<u>511,500</u>	<u>562,800</u>	
56	<u>387,900</u>	<u>461,200</u>	<u>512,800</u>	<u>563,700</u>	
57	<u>388,600</u>	<u>462,400</u>	<u>513,800</u>	<u>564,600</u>	
58	<u>389,500</u>	<u>463,400</u>	<u>514,600</u>	<u>565,500</u>	
59	<u>390,300</u>	<u>464,400</u>	<u>515,400</u>	<u>566,400</u>	
60	<u>391,100</u>	<u>465,400</u>	<u>516,200</u>	<u>567,100</u>	
61	<u>391,600</u>	<u>466,200</u>	<u>517,100</u>	<u>568,000</u>	
62	<u>392,100</u>	<u>466,900</u>	<u>517,900</u>	<u>568,900</u>	
63	<u>392,500</u>	<u>467,600</u>	<u>518,800</u>	<u>569,800</u>	
64	<u>393,000</u>	<u>468,300</u>	<u>519,600</u>	<u>570,700</u>	
65	<u>393,300</u>	<u>469,000</u>	<u>520,500</u>	<u>571,600</u>	
66		<u>469,700</u>	<u>521,400</u>		
67		<u>470,400</u>	<u>522,100</u>		
68		<u>471,000</u>	<u>523,000</u>		
69		<u>471,300</u>	<u>523,900</u>		
70		<u>472,000</u>	<u>524,700</u>		
71		<u>472,700</u>	<u>525,600</u>		
72		<u>473,400</u>	<u>526,500</u>		
73		<u>473,800</u>	<u>527,300</u>		

45	<u>380,900</u>	<u>446,000</u>	<u>498,900</u>	<u>555,100</u>	
46	<u>382,200</u>	<u>447,800</u>	<u>500,600</u>	<u>556,100</u>	
47	<u>383,500</u>	<u>449,500</u>	<u>502,400</u>	<u>557,100</u>	
48	<u>384,800</u>	<u>451,200</u>	<u>504,100</u>	<u>558,100</u>	
49	<u>385,600</u>	<u>452,800</u>	<u>505,600</u>	<u>559,100</u>	
50	<u>386,400</u>	<u>454,500</u>	<u>506,900</u>	<u>560,000</u>	
51	<u>387,200</u>	<u>456,200</u>	<u>508,200</u>	<u>560,900</u>	
52	<u>387,700</u>	<u>457,900</u>	<u>509,500</u>	<u>561,800</u>	
53	<u>388,500</u>	<u>459,800</u>	<u>510,500</u>	<u>562,600</u>	
54	<u>389,300</u>	<u>461,000</u>	<u>511,800</u>	<u>563,500</u>	
55	<u>390,000</u>	<u>462,200</u>	<u>513,100</u>	<u>564,400</u>	
56	<u>390,700</u>	<u>463,400</u>	<u>514,400</u>	<u>565,300</u>	
57	<u>391,400</u>	<u>464,400</u>	<u>515,400</u>	<u>566,200</u>	
58	<u>392,300</u>	<u>465,400</u>	<u>516,200</u>	<u>567,100</u>	
59	<u>393,000</u>	<u>466,300</u>	<u>517,000</u>	<u>568,000</u>	
60	<u>393,600</u>	<u>467,100</u>	<u>517,800</u>	<u>568,700</u>	
61	<u>394,100</u>	<u>467,900</u>	<u>518,700</u>	<u>569,600</u>	
62	<u>394,600</u>	<u>468,600</u>	<u>519,500</u>	<u>570,500</u>	
63	<u>395,000</u>	<u>469,300</u>	<u>520,400</u>	<u>571,400</u>	
64	<u>395,400</u>	<u>469,900</u>	<u>521,200</u>	<u>572,300</u>	
65	<u>395,700</u>	<u>470,600</u>	<u>522,100</u>	<u>573,200</u>	
66		<u>471,300</u>	<u>523,000</u>		
67		<u>471,900</u>	<u>523,700</u>		
68		<u>472,500</u>	<u>524,600</u>		
69		<u>472,800</u>	<u>525,500</u>		
70		<u>473,400</u>	<u>526,300</u>		
71		<u>474,100</u>	<u>527,200</u>		
72		<u>474,800</u>	<u>528,100</u>		
73		<u>475,200</u>	<u>528,900</u>		

74		<u>474,400</u>	<u>528,200</u>		
75		<u>475,100</u>	<u>529,100</u>		
76		<u>475,800</u>	<u>529,800</u>		
77		<u>476,200</u>	<u>530,600</u>		
78		<u>476,800</u>	<u>531,500</u>		
79		<u>477,400</u>	<u>532,400</u>		
80		<u>477,900</u>	<u>533,300</u>		
81		<u>478,500</u>	<u>534,100</u>		
82		<u>479,000</u>	<u>535,000</u>		
83		<u>479,500</u>	<u>535,900</u>		
84		<u>480,000</u>	<u>536,800</u>		
85		<u>480,400</u>	<u>537,600</u>		
86		<u>481,000</u>	<u>538,500</u>		
87		<u>481,400</u>	<u>539,400</u>		
88		<u>481,900</u>	<u>540,300</u>		
89		<u>482,400</u>	<u>541,100</u>		
90		<u>483,000</u>			
91		<u>483,600</u>			
92		<u>484,000</u>			
93		<u>484,500</u>			
94		<u>485,100</u>			
95		<u>485,700</u>			
96		<u>486,300</u>			
97		<u>486,800</u>			
再任用 の 職員	<u>296,200</u>	<u>338,600</u>	<u>393,000</u>	<u>466,000</u>	<u>565,900</u>

別表第3（第3条関係）

74		<u>475,800</u>	<u>529,800</u>		
75		<u>476,500</u>	<u>530,700</u>		
76		<u>477,200</u>	<u>531,400</u>		
77		<u>477,600</u>	<u>532,200</u>		
78		<u>478,200</u>	<u>533,100</u>		
79		<u>478,800</u>	<u>534,000</u>		
80		<u>479,300</u>	<u>534,900</u>		
81		<u>479,900</u>	<u>535,700</u>		
82		<u>480,400</u>	<u>536,600</u>		
83		<u>480,900</u>	<u>537,500</u>		
84		<u>481,400</u>	<u>538,400</u>		
85		<u>481,800</u>	<u>539,200</u>		
86		<u>482,400</u>	<u>540,100</u>		
87		<u>482,800</u>	<u>541,000</u>		
88		<u>483,300</u>	<u>541,900</u>		
89		<u>483,800</u>	<u>542,700</u>		
90		<u>484,400</u>			
91		<u>485,000</u>			
92		<u>485,400</u>			
93		<u>485,900</u>			
94		<u>486,500</u>			
95		<u>487,100</u>			
96		<u>487,600</u>			
97		<u>488,100</u>			
再任用 の 職員	<u>297,300</u>	<u>339,700</u>	<u>394,300</u>	<u>467,400</u>	<u>567,400</u>

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（二）

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	<u>155,100</u>	<u>191,500</u>	<u>226,800</u>	<u>252,400</u>	<u>282,100</u>
	2	<u>156,500</u>	<u>193,100</u>	<u>228,400</u>	<u>253,500</u>	<u>284,000</u>
	3	<u>157,900</u>	<u>194,700</u>	<u>230,000</u>	<u>254,700</u>	<u>286,100</u>
	4	<u>159,300</u>	<u>196,300</u>	<u>231,600</u>	<u>256,000</u>	<u>288,100</u>
	5	<u>160,500</u>	<u>197,800</u>	<u>233,000</u>	<u>257,200</u>	<u>290,200</u>
	6	<u>162,300</u>	<u>199,300</u>	<u>234,600</u>	<u>258,400</u>	<u>292,300</u>
	7	<u>164,000</u>	<u>200,900</u>	<u>236,100</u>	<u>259,500</u>	<u>294,200</u>
	8	<u>165,600</u>	<u>202,400</u>	<u>237,700</u>	<u>260,500</u>	<u>296,200</u>
	9	<u>167,200</u>	<u>204,000</u>	<u>238,600</u>	<u>261,800</u>	<u>298,000</u>
	10	<u>168,900</u>	<u>205,700</u>	<u>240,000</u>	<u>262,500</u>	<u>299,900</u>
	11	<u>170,500</u>	<u>207,300</u>	<u>241,400</u>	<u>263,400</u>	<u>301,500</u>
	12	<u>172,300</u>	<u>209,000</u>	<u>242,500</u>	<u>264,200</u>	<u>303,100</u>
	13	<u>173,700</u>	<u>210,400</u>	<u>244,000</u>	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>
	14	<u>175,500</u>	<u>212,000</u>	<u>245,300</u>	<u>266,400</u>	<u>307,000</u>
	15	<u>177,400</u>	<u>213,600</u>	<u>246,500</u>	<u>267,600</u>	<u>309,100</u>
	16	<u>179,200</u>	<u>215,200</u>	<u>247,800</u>	<u>268,700</u>	<u>311,100</u>
	17	<u>181,100</u>	<u>216,600</u>	<u>248,600</u>	<u>270,200</u>	<u>313,100</u>
	18	<u>182,600</u>	<u>218,200</u>	<u>249,800</u>	<u>271,900</u>	<u>315,100</u>
	19	<u>184,400</u>	<u>219,900</u>	<u>250,900</u>	<u>273,600</u>	<u>317,200</u>
	20	<u>186,200</u>	<u>221,600</u>	<u>252,000</u>	<u>275,300</u>	<u>319,300</u>
	21	<u>187,700</u>	<u>222,900</u>	<u>253,400</u>	<u>277,000</u>	<u>321,100</u>
	22	<u>189,200</u>	<u>224,400</u>	<u>254,200</u>	<u>278,700</u>	<u>323,100</u>
	23	<u>190,700</u>	<u>225,800</u>	<u>255,100</u>	<u>280,400</u>	<u>324,900</u>
	24	<u>192,200</u>	<u>227,300</u>	<u>256,000</u>	<u>282,000</u>	<u>326,900</u>

医療職給料表（二）

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	<u>167,200</u>	<u>202,800</u>	<u>236,100</u>	<u>258,800</u>	<u>287,400</u>
	2	<u>168,600</u>	<u>204,400</u>	<u>237,400</u>	<u>259,900</u>	<u>289,200</u>
	3	<u>170,000</u>	<u>205,900</u>	<u>238,700</u>	<u>261,100</u>	<u>291,200</u>
	4	<u>171,400</u>	<u>207,300</u>	<u>239,900</u>	<u>262,200</u>	<u>293,100</u>
	5	<u>172,700</u>	<u>208,800</u>	<u>241,100</u>	<u>263,400</u>	<u>294,900</u>
	6	<u>174,500</u>	<u>210,000</u>	<u>242,300</u>	<u>264,600</u>	<u>296,900</u>
	7	<u>176,200</u>	<u>211,200</u>	<u>243,400</u>	<u>265,700</u>	<u>298,700</u>
	8	<u>177,800</u>	<u>212,400</u>	<u>244,500</u>	<u>266,700</u>	<u>300,600</u>
	9	<u>179,400</u>	<u>213,800</u>	<u>245,400</u>	<u>267,800</u>	<u>302,400</u>
	10	<u>181,100</u>	<u>215,300</u>	<u>246,500</u>	<u>268,500</u>	<u>304,000</u>
	11	<u>182,700</u>	<u>216,800</u>	<u>247,800</u>	<u>269,200</u>	<u>305,500</u>
	12	<u>184,600</u>	<u>218,300</u>	<u>248,900</u>	<u>270,000</u>	<u>307,100</u>
	13	<u>186,000</u>	<u>219,700</u>	<u>250,200</u>	<u>271,000</u>	<u>308,800</u>
	14	<u>187,800</u>	<u>221,200</u>	<u>251,400</u>	<u>272,000</u>	<u>310,700</u>
	15	<u>189,800</u>	<u>222,700</u>	<u>252,600</u>	<u>273,000</u>	<u>312,700</u>
	16	<u>191,600</u>	<u>224,200</u>	<u>253,800</u>	<u>274,100</u>	<u>314,500</u>
	17	<u>193,500</u>	<u>225,500</u>	<u>254,600</u>	<u>275,300</u>	<u>316,300</u>
	18	<u>194,700</u>	<u>226,800</u>	<u>255,800</u>	<u>276,800</u>	<u>318,200</u>
	19	<u>196,200</u>	<u>228,200</u>	<u>256,900</u>	<u>278,400</u>	<u>320,100</u>
	20	<u>197,600</u>	<u>229,500</u>	<u>258,000</u>	<u>280,000</u>	<u>321,900</u>
	21	<u>198,800</u>	<u>230,600</u>	<u>259,200</u>	<u>281,500</u>	<u>323,700</u>
	22	<u>200,300</u>	<u>231,700</u>	<u>260,000</u>	<u>283,100</u>	<u>325,600</u>
	23	<u>201,700</u>	<u>232,800</u>	<u>260,800</u>	<u>284,700</u>	<u>327,400</u>
	24	<u>203,000</u>	<u>233,900</u>	<u>261,600</u>	<u>286,300</u>	<u>329,300</u>

25	<u>193,800</u>	<u>228,500</u>	<u>257,000</u>	<u>283,700</u>	<u>328,600</u>
26	<u>195,100</u>	<u>229,900</u>	<u>258,100</u>	<u>285,400</u>	<u>330,500</u>
27	<u>196,600</u>	<u>231,200</u>	<u>259,200</u>	<u>287,200</u>	<u>332,500</u>
28	<u>198,000</u>	<u>232,400</u>	<u>260,400</u>	<u>288,800</u>	<u>334,500</u>
29	<u>199,500</u>	<u>233,600</u>	<u>261,800</u>	<u>290,200</u>	<u>335,800</u>
30	<u>200,700</u>	<u>234,900</u>	<u>263,400</u>	<u>291,800</u>	<u>337,600</u>
31	<u>202,000</u>	<u>236,400</u>	<u>265,000</u>	<u>293,400</u>	<u>339,300</u>
32	<u>203,300</u>	<u>237,700</u>	<u>266,500</u>	<u>295,100</u>	<u>341,100</u>
33	<u>204,700</u>	<u>238,700</u>	<u>267,800</u>	<u>296,800</u>	<u>342,800</u>
34	<u>206,100</u>	<u>240,000</u>	<u>269,500</u>	<u>298,500</u>	<u>344,600</u>
35	<u>207,400</u>	<u>240,900</u>	<u>271,100</u>	<u>300,300</u>	<u>346,500</u>
36	<u>208,800</u>	<u>242,100</u>	<u>272,700</u>	<u>302,100</u>	<u>348,300</u>
37	<u>209,900</u>	<u>243,400</u>	<u>274,100</u>	<u>303,400</u>	<u>350,100</u>
38	<u>211,200</u>	<u>244,500</u>	<u>275,600</u>	<u>305,100</u>	<u>351,800</u>
39	<u>212,500</u>	<u>245,600</u>	<u>277,200</u>	<u>306,600</u>	<u>353,400</u>
40	<u>213,800</u>	<u>246,700</u>	<u>278,600</u>	<u>308,200</u>	<u>355,100</u>
41	<u>214,900</u>	<u>247,800</u>	<u>279,800</u>	<u>309,900</u>	<u>356,300</u>
42	<u>216,100</u>	<u>248,700</u>	<u>281,200</u>	<u>311,600</u>	<u>357,400</u>
43	<u>217,300</u>	<u>249,600</u>	<u>282,700</u>	<u>313,200</u>	<u>358,600</u>
44	<u>218,500</u>	<u>250,400</u>	<u>284,200</u>	<u>314,900</u>	<u>359,800</u>
45	<u>219,600</u>	<u>251,500</u>	<u>285,700</u>	<u>315,800</u>	<u>361,000</u>
46	<u>220,700</u>	<u>252,800</u>	<u>287,400</u>	<u>317,200</u>	<u>361,800</u>
47	<u>221,700</u>	<u>254,100</u>	<u>289,100</u>	<u>318,700</u>	<u>363,000</u>
48	<u>222,700</u>	<u>255,300</u>	<u>290,700</u>	<u>320,300</u>	<u>364,100</u>
49	<u>223,600</u>	<u>256,800</u>	<u>291,900</u>	<u>321,700</u>	<u>365,100</u>
50	<u>224,500</u>	<u>258,200</u>	<u>293,500</u>	<u>323,000</u>	<u>366,100</u>
51	<u>225,400</u>	<u>259,400</u>	<u>294,800</u>	<u>324,200</u>	<u>367,100</u>
52	<u>226,300</u>	<u>260,600</u>	<u>296,400</u>	<u>325,500</u>	<u>368,100</u>
53	<u>226,600</u>	<u>261,600</u>	<u>297,700</u>	<u>326,600</u>	<u>368,900</u>

25	<u>204,600</u>	<u>235,000</u>	<u>262,500</u>	<u>287,900</u>	<u>331,000</u>
26	<u>205,600</u>	<u>236,200</u>	<u>263,500</u>	<u>289,400</u>	<u>332,900</u>
27	<u>206,700</u>	<u>237,400</u>	<u>264,500</u>	<u>290,900</u>	<u>334,800</u>
28	<u>207,800</u>	<u>238,500</u>	<u>265,500</u>	<u>292,500</u>	<u>336,600</u>
29	<u>209,000</u>	<u>239,500</u>	<u>266,700</u>	<u>293,800</u>	<u>337,900</u>
30	<u>210,100</u>	<u>240,800</u>	<u>268,200</u>	<u>295,300</u>	<u>339,700</u>
31	<u>211,200</u>	<u>242,200</u>	<u>269,700</u>	<u>296,800</u>	<u>341,400</u>
32	<u>212,300</u>	<u>243,400</u>	<u>271,000</u>	<u>298,300</u>	<u>343,200</u>
33	<u>213,700</u>	<u>244,400</u>	<u>272,200</u>	<u>299,800</u>	<u>344,900</u>
34	<u>215,000</u>	<u>245,700</u>	<u>273,800</u>	<u>301,400</u>	<u>346,700</u>
35	<u>216,300</u>	<u>246,600</u>	<u>275,300</u>	<u>303,000</u>	<u>348,500</u>
36	<u>217,500</u>	<u>247,800</u>	<u>276,800</u>	<u>304,600</u>	<u>350,300</u>
37	<u>218,500</u>	<u>249,000</u>	<u>278,100</u>	<u>305,900</u>	<u>351,900</u>
38	<u>219,500</u>	<u>250,100</u>	<u>279,500</u>	<u>307,500</u>	<u>353,600</u>
39	<u>220,500</u>	<u>251,100</u>	<u>280,800</u>	<u>309,000</u>	<u>355,200</u>
40	<u>221,500</u>	<u>252,100</u>	<u>282,100</u>	<u>310,500</u>	<u>356,800</u>
41	<u>222,400</u>	<u>253,000</u>	<u>283,200</u>	<u>312,100</u>	<u>358,000</u>
42	<u>223,200</u>	<u>253,800</u>	<u>284,600</u>	<u>313,700</u>	<u>359,100</u>
43	<u>224,000</u>	<u>254,600</u>	<u>286,000</u>	<u>315,300</u>	<u>360,300</u>
44	<u>224,900</u>	<u>255,400</u>	<u>287,300</u>	<u>316,800</u>	<u>361,500</u>
45	<u>225,800</u>	<u>256,200</u>	<u>288,600</u>	<u>317,700</u>	<u>362,500</u>
46	<u>226,700</u>	<u>257,400</u>	<u>290,200</u>	<u>319,100</u>	<u>363,300</u>
47	<u>227,600</u>	<u>258,600</u>	<u>291,700</u>	<u>320,600</u>	<u>364,300</u>
48	<u>228,500</u>	<u>259,700</u>	<u>293,100</u>	<u>322,200</u>	<u>365,400</u>
49	<u>229,200</u>	<u>261,000</u>	<u>294,300</u>	<u>323,600</u>	<u>366,400</u>
50	<u>230,100</u>	<u>262,300</u>	<u>295,800</u>	<u>324,900</u>	<u>367,400</u>
51	<u>231,000</u>	<u>263,400</u>	<u>297,100</u>	<u>326,100</u>	<u>368,400</u>
52	<u>231,800</u>	<u>264,400</u>	<u>298,600</u>	<u>327,300</u>	<u>369,300</u>
53	<u>232,100</u>	<u>265,400</u>	<u>299,900</u>	<u>328,300</u>	<u>370,100</u>

54	<u>227,400</u>	<u>262,900</u>	<u>299,200</u>	<u>327,600</u>	<u>369,700</u>
55	<u>228,000</u>	<u>264,200</u>	<u>300,600</u>	<u>328,700</u>	<u>370,600</u>
56	<u>228,800</u>	<u>265,300</u>	<u>302,100</u>	<u>329,700</u>	<u>371,500</u>
57	<u>229,500</u>	<u>266,100</u>	<u>303,100</u>	<u>330,200</u>	<u>372,000</u>
58	<u>230,200</u>	<u>267,300</u>	<u>304,300</u>	<u>331,100</u>	<u>372,800</u>
59	<u>230,800</u>	<u>268,500</u>	<u>305,500</u>	<u>331,900</u>	<u>373,600</u>
60	<u>231,400</u>	<u>269,600</u>	<u>306,900</u>	<u>332,800</u>	<u>374,400</u>
61	<u>232,100</u>	<u>270,500</u>	<u>308,200</u>	<u>333,600</u>	<u>374,800</u>
62	<u>232,700</u>	<u>271,600</u>	<u>309,400</u>	<u>333,900</u>	<u>375,500</u>
63	<u>233,300</u>	<u>272,700</u>	<u>310,700</u>	<u>334,500</u>	<u>376,200</u>
64	<u>234,000</u>	<u>273,800</u>	<u>311,900</u>	<u>335,200</u>	<u>376,900</u>
65	<u>234,600</u>	<u>274,600</u>	<u>313,300</u>	<u>335,800</u>	<u>377,300</u>
66	<u>235,300</u>	<u>275,700</u>	<u>314,100</u>	<u>336,500</u>	<u>377,900</u>
67	<u>236,000</u>	<u>276,600</u>	<u>314,900</u>	<u>337,200</u>	<u>378,600</u>
68	<u>236,700</u>	<u>277,700</u>	<u>315,700</u>	<u>337,900</u>	<u>379,200</u>
69	<u>237,300</u>	<u>278,700</u>	<u>316,300</u>	<u>338,600</u>	<u>379,600</u>
70	<u>237,900</u>	<u>279,700</u>	<u>317,000</u>	<u>339,100</u>	<u>380,100</u>
71	<u>238,500</u>	<u>280,800</u>	<u>317,700</u>	<u>339,700</u>	<u>380,600</u>
72	<u>239,000</u>	<u>281,900</u>	<u>318,300</u>	<u>340,300</u>	<u>381,100</u>
73	<u>239,600</u>	<u>282,500</u>	<u>319,000</u>	<u>340,600</u>	<u>381,700</u>
74	<u>240,300</u>	<u>283,200</u>	<u>319,200</u>	<u>341,200</u>	<u>382,200</u>
75	<u>241,000</u>	<u>283,700</u>	<u>319,800</u>	<u>341,700</u>	<u>382,800</u>
76	<u>241,500</u>	<u>284,500</u>	<u>320,400</u>	<u>342,300</u>	<u>383,400</u>
77	<u>241,900</u>	<u>285,300</u>	<u>321,000</u>	<u>342,800</u>	<u>383,900</u>
78	<u>242,400</u>	<u>285,900</u>	<u>321,500</u>	<u>343,300</u>	<u>384,400</u>
79	<u>242,900</u>	<u>286,500</u>	<u>322,000</u>	<u>343,800</u>	<u>384,900</u>
80	<u>243,200</u>	<u>287,100</u>	<u>322,500</u>	<u>344,200</u>	<u>385,400</u>
81	<u>243,500</u>	<u>287,800</u>	<u>323,100</u>	<u>344,500</u>	<u>385,700</u>
82	<u>243,800</u>	<u>288,300</u>	<u>323,600</u>	<u>344,800</u>	<u>386,200</u>

54	<u>232,900</u>	<u>266,500</u>	<u>301,300</u>	<u>329,300</u>	<u>370,900</u>
55	<u>233,500</u>	<u>267,600</u>	<u>302,700</u>	<u>330,300</u>	<u>371,800</u>
56	<u>234,200</u>	<u>268,700</u>	<u>304,000</u>	<u>331,200</u>	<u>372,600</u>
57	<u>234,800</u>	<u>269,400</u>	<u>305,000</u>	<u>331,700</u>	<u>373,100</u>
58	<u>235,400</u>	<u>270,500</u>	<u>306,200</u>	<u>332,600</u>	<u>373,900</u>
59	<u>235,900</u>	<u>271,600</u>	<u>307,400</u>	<u>333,400</u>	<u>374,700</u>
60	<u>236,400</u>	<u>272,500</u>	<u>308,800</u>	<u>334,300</u>	<u>375,500</u>
61	<u>237,000</u>	<u>273,300</u>	<u>310,100</u>	<u>335,000</u>	<u>375,900</u>
62	<u>237,500</u>	<u>274,300</u>	<u>311,300</u>	<u>335,300</u>	<u>376,600</u>
63	<u>238,000</u>	<u>275,200</u>	<u>312,500</u>	<u>335,800</u>	<u>377,300</u>
64	<u>238,600</u>	<u>276,100</u>	<u>313,700</u>	<u>336,400</u>	<u>377,900</u>
65	<u>239,100</u>	<u>276,900</u>	<u>315,000</u>	<u>337,000</u>	<u>378,300</u>
66	<u>239,600</u>	<u>277,900</u>	<u>315,800</u>	<u>337,700</u>	<u>378,900</u>
67	<u>240,200</u>	<u>278,800</u>	<u>316,500</u>	<u>338,400</u>	<u>379,600</u>
68	<u>240,700</u>	<u>279,700</u>	<u>317,200</u>	<u>339,000</u>	<u>380,200</u>
69	<u>241,200</u>	<u>280,600</u>	<u>317,800</u>	<u>339,700</u>	<u>380,600</u>
70	<u>241,700</u>	<u>281,600</u>	<u>318,500</u>	<u>340,200</u>	<u>381,100</u>
71	<u>242,100</u>	<u>282,700</u>	<u>319,200</u>	<u>340,800</u>	<u>381,600</u>
72	<u>242,600</u>	<u>283,700</u>	<u>319,800</u>	<u>341,400</u>	<u>382,100</u>
73	<u>243,100</u>	<u>284,300</u>	<u>320,400</u>	<u>341,700</u>	<u>382,700</u>
74	<u>243,600</u>	<u>284,800</u>	<u>320,600</u>	<u>342,300</u>	<u>383,200</u>
75	<u>244,100</u>	<u>285,300</u>	<u>321,100</u>	<u>342,800</u>	<u>383,800</u>
76	<u>244,600</u>	<u>286,100</u>	<u>321,600</u>	<u>343,300</u>	<u>384,400</u>
77	<u>244,900</u>	<u>286,900</u>	<u>322,200</u>	<u>343,800</u>	<u>384,900</u>
78	<u>245,200</u>	<u>287,500</u>	<u>322,700</u>	<u>344,300</u>	<u>385,400</u>
79	<u>245,500</u>	<u>288,100</u>	<u>323,200</u>	<u>344,800</u>	<u>385,900</u>
80	<u>245,700</u>	<u>288,600</u>	<u>323,600</u>	<u>345,200</u>	<u>386,400</u>
81	<u>245,900</u>	<u>289,100</u>	<u>324,200</u>	<u>345,500</u>	<u>386,700</u>
82	<u>246,200</u>	<u>289,600</u>	<u>324,700</u>	<u>345,800</u>	<u>387,200</u>

83	<u>244,100</u>	<u>288,700</u>	<u>324,000</u>	<u>345,200</u>	<u>386,600</u>
84	<u>244,400</u>	<u>289,100</u>	<u>324,500</u>	<u>345,500</u>	<u>387,000</u>
85	<u>244,700</u>	<u>289,300</u>	<u>325,000</u>	<u>346,000</u>	<u>387,400</u>
86		<u>289,500</u>	<u>325,400</u>	<u>346,300</u>	<u>387,900</u>
87		<u>289,700</u>	<u>325,600</u>	<u>346,600</u>	<u>388,300</u>
88		<u>289,900</u>	<u>326,000</u>	<u>346,900</u>	<u>388,700</u>
89		<u>290,300</u>	<u>326,400</u>	<u>347,300</u>	<u>389,100</u>
90		<u>290,500</u>	<u>326,800</u>	<u>347,600</u>	<u>389,600</u>
91		<u>290,700</u>	<u>327,200</u>	<u>348,000</u>	<u>390,000</u>
92		<u>290,900</u>	<u>327,600</u>	<u>348,300</u>	<u>390,400</u>
93		<u>291,300</u>	<u>327,900</u>	<u>348,700</u>	<u>390,800</u>
94		<u>291,500</u>	<u>328,100</u>	<u>349,000</u>	
95		<u>291,700</u>	<u>328,500</u>	<u>349,300</u>	
96		<u>292,000</u>	<u>328,800</u>	<u>349,600</u>	
97		<u>292,400</u>	<u>329,000</u>	<u>349,900</u>	
98		<u>292,700</u>	<u>329,300</u>	<u>350,300</u>	
99		<u>292,900</u>	<u>329,600</u>	<u>350,700</u>	
100		<u>293,200</u>	<u>329,900</u>	<u>351,100</u>	
101		<u>293,500</u>	<u>330,100</u>	<u>351,600</u>	
102		<u>293,700</u>	<u>330,400</u>	<u>352,000</u>	
103		<u>293,900</u>	<u>330,800</u>	<u>352,400</u>	
104		<u>294,200</u>	<u>331,000</u>	<u>352,800</u>	
105		<u>294,500</u>	<u>331,200</u>	<u>353,300</u>	
106			<u>331,400</u>		
107			<u>331,800</u>		
108			<u>332,000</u>		
109			<u>332,200</u>		
110			<u>332,600</u>		
111			<u>333,000</u>		

83	<u>246,500</u>	<u>290,000</u>	<u>325,100</u>	<u>346,200</u>	<u>387,600</u>
84	<u>246,700</u>	<u>290,300</u>	<u>325,600</u>	<u>346,500</u>	<u>388,000</u>
85	<u>246,900</u>	<u>290,500</u>	<u>326,100</u>	<u>347,000</u>	<u>388,400</u>
86		<u>290,700</u>	<u>326,500</u>	<u>347,300</u>	<u>388,900</u>
87		<u>290,900</u>	<u>326,700</u>	<u>347,600</u>	<u>389,300</u>
88		<u>291,100</u>	<u>327,000</u>	<u>347,900</u>	<u>389,700</u>
89		<u>291,500</u>	<u>327,400</u>	<u>348,300</u>	<u>390,100</u>
90		<u>291,700</u>	<u>327,800</u>	<u>348,600</u>	<u>390,600</u>
91		<u>291,900</u>	<u>328,200</u>	<u>349,000</u>	<u>391,000</u>
92		<u>292,100</u>	<u>328,600</u>	<u>349,300</u>	<u>391,400</u>
93		<u>292,500</u>	<u>328,900</u>	<u>349,700</u>	<u>391,800</u>
94		<u>292,700</u>	<u>329,100</u>	<u>350,000</u>	
95		<u>292,900</u>	<u>329,500</u>	<u>350,300</u>	
96		<u>293,200</u>	<u>329,800</u>	<u>350,600</u>	
97		<u>293,500</u>	<u>330,000</u>	<u>350,900</u>	
98		<u>293,700</u>	<u>330,300</u>	<u>351,300</u>	
99		<u>293,900</u>	<u>330,600</u>	<u>351,700</u>	
100		<u>294,200</u>	<u>330,900</u>	<u>352,100</u>	
101		<u>294,500</u>	<u>331,100</u>	<u>352,600</u>	
102		<u>294,700</u>	<u>331,400</u>	<u>353,000</u>	
103		<u>294,900</u>	<u>331,800</u>	<u>353,400</u>	
104		<u>295,200</u>	<u>332,000</u>	<u>353,800</u>	
105		<u>295,500</u>	<u>332,200</u>	<u>354,300</u>	
106			<u>332,400</u>		
107			<u>332,800</u>		
108			<u>333,000</u>		
109			<u>333,200</u>		
110			<u>333,600</u>		
111			<u>334,000</u>		

	112			<u>333,400</u>							
	113			<u>333,600</u>							
再任 用の 職員		<u>188,700</u>	<u>215,300</u>	<u>243,500</u>	<u>256,900</u>	<u>282,100</u>					

	112			<u>334,400</u>							
	113			<u>334,600</u>							
再任 用の 職員		<u>189,700</u>	<u>216,300</u>	<u>244,500</u>	<u>257,900</u>	<u>283,100</u>					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、第22条及び第25条の規定は令和6年4月1日から適用する。

(令和5年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和5年12月に支給する期末手当に関する第22条第2項及び同条第3項の規定の適用については、第22条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」とする。

(令和5年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 3 令和5年12月に支給する勤勉手当に関する第25条第2項第1号及び同項第2号の規定の適用については、第25条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の48.75」とあるのは「100分の50」とする。

令和5年12月8日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

人事院の勧告に基づいて、給料表、期末手当及び勤勉手当の改定を行うとともに、獣医師の給与の取扱いについて定めるためこの条例案を提案する。

議案第 8 1 号

美郷町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び美郷町第 2 号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(美郷町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 1 条 美郷町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年美郷町条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第 1 号会計年度任用職員には、前各項により算定するもののほか、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、宿日直報酬、特殊勤務報酬及び<u>期末手当</u>並びに費用弁償を支給する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 9 条 第 1 号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、<u>100分の120.0</u>を乗じて得た額に、基準日以前の 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とす</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第 1 号会計年度任用職員には、前各項により算定するもののほか、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、宿日直報酬、特殊勤務報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>並びに費用弁償を支給する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 9 条 第 1 号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 期末手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とす</p>

る。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。

[略]

2 [略]

る。この場合において、同一の任命権者に再度任用された者は、引き続きその職にあったものとみなす。

[略]

2 [略]

(勤勉手当)

第9条の2 第1号会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。

(1) 勤勉手当は、6月以上の任用期間をもって任用された第1号会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で同一の任命権者に再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となった第1号会計年度任用職員で、基準日にそれぞれ在職するものに対し、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて支給する。

(2) 勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に、100分の102.5を乗じて得た額に、任命権者が町規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

2 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止については、給与条例第25条第5項において準用する給与条例第23条及び第24条の規定の例による。

（美郷町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 美郷町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年美郷町条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料)</p> <p>第2条 第2号会計年度任用職員の給料は、当該会計年度任用職員に定められた正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、通勤手当及び特殊勤務手当を除いたものとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第12条 第2号会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者に限る。）の期末手当については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 第2号会計年度任用職員の給料は、当該会計年度任用職員に定められた正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>、通勤手当及び特殊勤務手当を除いたものとする。</p> <p>(期末手当及び<u>勤勉手当</u>)</p> <p>第12条 第2号会計年度任用職員（任期の定めが6月以上の者に限る。）の期末手当<u>及び勤勉手当</u>については、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例による。</p> <p>2・3 [略]</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(令和5年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和5年12月に支給する期末手当に関する第1条表内第9条第1項第2号の規定の適用については、「100分の122.5」とあるのは「100分の125.0」とする。

令和5年12月8日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

人事院の勧告に基づいて期末手当の改正を行うとともに、地方自治法の改正に伴い令和6年4月1日から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について定めるため、この条例案を提案する。

議案第 8 2 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 8 年美郷町条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (感染症防疫作業手当の特例)</p> <p>3 職員が、<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))</u>である感染症をいう。以下次項において同じ。)から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって町長が定めるものに従事したときは、従事日数に応じて感染症予防等手当を支給する。この場合において、別表(第 3 条関係)第 1 号の規定は適用しない。</p> <p>4 前項の手当の額は、従事した 1 日につき <u>3,000 円(新型コロナウイルス感染症の患者の身体に接触して又はこれらの者と長時間にわたり接して行う作業その他町長がこれに準じると認める作業に従事した場合にあっては、4,000 円)</u>とする。</p>	<p>附 則 (感染症防疫作業手当の特例)</p> <p>3 職員が、<u>特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 2 項第 1 号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第 15 条第 1 項に規定する政府対策本部が設置されたもの(町長が定めるものに限る。))</u>をいう。)から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって町長が定めるものに従事したときは、従事日数に応じて感染症予防等手当を支給する。この場合において、別表(第 3 条関係)第 1 号の規定は適用しない。</p> <p>4 前項の手当の額は、従事した 1 日につき <u>4,000 円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて町長が定める額とする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 8 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

新型コロナウイルス感染について、感染症の予防及び感染症の患者に対する治療に関する法律における位置付けが 5 類感染症に改められたことに伴い変更された国及び県の措置を踏まえて所要の改正を行うため、この条例案を提案する。

議案第 8 3 号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（平成 1 8 年美郷町条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

改正前	改正後
<p>(着後手当)</p> <p>第 2 0 条 着後手当の額は、別表第 1 の日当定額の 5 日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の 5 夜分に相当する額による。</p>	<p>(着後手当)</p> <p>第 2 0 条 着後手当の額は、別表第 1 の日当定額の 5 日分及び赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の 5 夜分に相当する額による。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する額による。</u></p> <p><u>(1) 赴任地に到着後直ちに公舎又は自宅（借家を含む。）に入る場合 別表第 1 の日当定額の 2 日分及び宿泊料定額の 2 夜分に相当する額</u></p> <p><u>(2) 路程が鉄道 5 0 キロメートル未満の場合 別表第 1 の日当定額の 3 日分及び宿泊料定額の 3 夜分に相当する額</u></p> <p><u>(3) 路程が鉄道 5 0 キロメートル以上 1 0 0 キロメートル未満の場合 別表第 1 の日当定額の 4 日分及び宿泊料定額の 4 夜分に相当する額</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 8 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

着後手当の支給について、国家公務員等の旅費に関する法律の運用方針を踏まえた額にするため、この条例案を提案する。

議案第 8 4 号

美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美郷町国民健康保険税条例（平成 1 8 年美郷町条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算出した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間の</p>

改正前	改正後
<p>第25条の2・第26条 [略]</p>	<p><u>うち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(4) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>(6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算出した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>第25条の2・第26条 [略]</p> <p><u>(出産被保険者に係る届出)</u></p> <p>第26条の2 <u>国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届出を町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>(3) 出産の予定日</u></p> <p><u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p><u>(5) その他町長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 前項の届出の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p><u>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の美郷町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年12月8日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の施行に伴い、関係する本条例の改正を行うものであり、令和6年1月1日から出産した被保険者等に係る国民健康保険税の軽減措置を新たに設ける必要があるので、この条例案を提案する。

議案第 8 5 号

美郷町立学校設置条例の一部を改正する条例

美郷町立学校設置条例（平成 1 8 年美郷町条例第 8 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 美郷町は、<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>を設置する。</p> <p><u>(小学校の名称及び位置)</u></p> <p>第 2 条 <u>小学校の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。</u></p> <p><u>(中学校の名称及び位置)</u></p> <p>第 3 条 <u>中学校の名称及び位置は、別表第 2 のとおりとする。</u></p> <p><u>(義務教育学校の名称及び位置)</u></p> <p>第 4 条 義務教育学校の名称及び位置は、<u>別表第 3 のとおりとする。</u></p> <p><u>別表第 1 (第 2 条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美郷町立南郷小学校</td> <td>美郷町南郷神門 7 7 3 番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第 2 (第 3 条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美郷町立南郷中学校</td> <td>美郷町南郷神門 7 7 3 番地 1</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第 3 (第 4 条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美郷町立西郷義務教育学校</td> <td>美郷町西郷田代 4 7 4 番地 1</td> </tr> <tr> <td>美郷町立美郷北義務教育学校</td> <td>美郷町北郷宇納間 7 9 8 番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	美郷町立南郷小学校	美郷町南郷神門 7 7 3 番地 1	名称	位置	美郷町立南郷中学校	美郷町南郷神門 7 7 3 番地 1	名称	位置	美郷町立西郷義務教育学校	美郷町西郷田代 4 7 4 番地 1	美郷町立美郷北義務教育学校	美郷町北郷宇納間 7 9 8 番地	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 美郷町は、義務教育学校を設置する。</p> <p><u>(義務教育学校の名称及び位置)</u></p> <p>第 2 条 義務教育学校の名称及び位置は、<u>別表</u>のとおりとする。</p> <p><u>別表 (第 2 条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美郷町立西郷義務教育学校</td> <td>美郷町西郷田代 4 7 4 番地 1</td> </tr> <tr> <td>美郷町立美郷北義務教育学校</td> <td>美郷町北郷宇納間 7 9 8 番地</td> </tr> <tr> <td>美郷町立美郷南学園</td> <td>美郷町南郷神門 7 7 3 番地 1</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	美郷町立西郷義務教育学校	美郷町西郷田代 4 7 4 番地 1	美郷町立美郷北義務教育学校	美郷町北郷宇納間 7 9 8 番地	美郷町立美郷南学園	美郷町南郷神門 7 7 3 番地 1
名称	位置																						
美郷町立南郷小学校	美郷町南郷神門 7 7 3 番地 1																						
名称	位置																						
美郷町立南郷中学校	美郷町南郷神門 7 7 3 番地 1																						
名称	位置																						
美郷町立西郷義務教育学校	美郷町西郷田代 4 7 4 番地 1																						
美郷町立美郷北義務教育学校	美郷町北郷宇納間 7 9 8 番地																						
名称	位置																						
美郷町立西郷義務教育学校	美郷町西郷田代 4 7 4 番地 1																						
美郷町立美郷北義務教育学校	美郷町北郷宇納間 7 9 8 番地																						
美郷町立美郷南学園	美郷町南郷神門 7 7 3 番地 1																						

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年12月8日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

施設一体型小中一貫校である美郷町立南郷小学校と南郷中学校が、義務教育学校として開校するために、この条例案を提案する。

議案第 86 号

令和 5 年度美郷町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度美郷町一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 81,432 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10,744,001 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 8 日 提出

美郷町長 田中秀俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使用料及び手数料		62,559	112	62,671
	1 使用料	55,519	112	55,631
15 国庫支出金		1,369,114	67,739	1,436,853
	1 国庫負担金	1,078,825	3	1,078,828
	2 国庫補助金	289,361	67,736	357,097
16 県支出金		1,210,210	10,700	1,220,910
	1 県負担金	123,845	1	123,846
	2 県補助金	1,072,315	10,699	1,083,014
19 繰入金		1,356,522	△32	1,356,490
	1 特別会計繰入金	8,561	49,175	57,736
	2 基金繰入金	1,347,961	△49,207	1,298,754
21 諸収入		141,854	2,913	144,767
	5 雑入	105,209	2,913	108,122
歳 入 合 計		10,662,569	81,432	10,744,001

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		67,932	453	68,385
	1 議会費	67,932	453	68,385
2 総務費		1,718,792	20,061	1,738,853
	1 総務管理費	1,585,371	11,124	1,596,495
	2 徴税費	92,439	3,342	95,781
	3 戸籍住民登録費	32,073	5,595	37,668
3 民生費		1,163,594	1,617	1,165,211
	1 社会福祉費	872,634	1,344	873,978
	2 児童福祉費	290,121	273	290,394
4 衛生費		394,259	1,528	395,787
	1 保健衛生費	189,901	1,528	191,429
5 農林水産業費		1,134,461	29,851	1,164,312
	1 農業費	628,638	17,579	646,217
	2 林業費	503,799	12,272	516,071
6 商工費		327,928	△3,653	324,275
	1 商工費	52,990	110	53,100
	2 観光費	229,181	1,237	230,418
	3 鉱害処理費	45,757	△5,000	40,757
7 土木費		643,351	5,059	648,410
	1 土木管理費	106,933	2,357	109,290
	2 道路橋梁費	349,254	△3,320	345,934
	3 住宅費	137,932	6,022	143,954
8 消防費		270,297	909	271,206
	1 消防費	270,297	909	271,206
9 教育費		459,126	10,773	469,899
	1 教育総務費	176,830	1,680	178,510
	2 小学校費	11,975	453	12,428
	3 中学校費	11,053	145	11,198
	4 義務教育学校費	23,193	326	23,519
	5 幼稚園費	65,086	3,384	68,470
	6 社会教育費	170,989	4,785	175,774
10 災害復旧費		2,237,612	9,000	2,246,612
	2 公共土木施設災害復旧費	1,095,763	9,000	1,104,763
12 諸支出金		1,232,247	5,834	1,238,081
	1 特別会計繰出金	590,521	5,834	596,355
歳 出	合 計	10,662,569	81,432	10,744,001

令和 5 年度

美郷町一般会計補正予算

事項別明細書

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 議会費	67,932	453	68,385					453
2 総務費	1,718,792	20,061	1,738,853	10,917			2,729	6,415
3 民生費	1,163,594	1,617	1,165,211	38,059	98			△36,540
4 衛生費	394,259	1,528	395,787		105			1,423
5 農林水産業費	1,134,461	29,851	1,164,312	21,451	11,121		184	△2,905
6 商工費	327,928	△3,653	324,275	△3,750	△625		112	610
7 土木費	643,351	5,059	648,410					5,059
8 消防費	270,297	909	271,206			△1,600		2,509
9 教育費	459,126	10,773	469,899					10,773
10 災害復旧費	2,237,612	9,000	2,246,612					9,000
12 諸支出金	1,232,247	5,834	1,238,081	1,062	1			4,771
歳出合計	10,662,569	81,432	10,744,001	67,739	10,700	△1,600	3,025	1,568

入 歳

2 歳 入

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

14	1	使用料及び手数料	補正前の額	補正額	計	節		説明
						区分	金額	
		使用料及び手数料	62,559	112	62,671			
	1	使用料	55,519	112	55,631			
	4	商工使用料	2,185	112	2,297	1 商工費使用料	112	1 商工使用料 (1) 西郷森林総合利用施設使用料
15		国庫支出金	1,369,114	67,739	1,436,853			
	1	国庫負担金	1,078,825	3	1,078,828			
	1	民生費国庫負担金	156,422	3	156,425	17 産前産後保険料負担金	3	1 産前産後保険料負担金 (1) 産前産後保険料負担金
	2	国庫補助金	289,361	67,736	357,097			
	1	総務費国庫補助金	40,682	70,312	110,994	1 総務費補助金	70,312	1 個人番号制度事務補助金 7,107 (1) 番号制度カード発行等事務補助金 (7,107) 2 戸籍情報システム改修補助金 3,080 (1) 戸籍情報システム改修補助金 (3,080) 令和5年度仕様確定分の氏名振り仮名法制化に伴う作業として 3,080,000円 3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 60,125 (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (60,125)
	2	民生費国庫補助金	23,204	1,174	24,378	1 民生費補助金	1,174	1 介護保険システム改修事業費補助金 1,059 (1) 介護保険システム改修事業費補助金 (1,059) 2 システム改修補助金 115 (1) 障害者自立支援給付審査支払等事業国庫補助金 (115)
	4	商工費国庫補助金	32,250	△3,750	28,500	1 鉱害対策事業費補助金	△3,750	1 鉱害対策事業費補助金 (1) 鉱害対策事業費補助金
16		県支出金	1,210,210	10,700	1,220,910			
	1	県負担金	123,845	1	123,846			
	1	民生費県負担金	123,495	1	123,496	16 産前産後保険料負担金	1	1 産前産後保険料負担金 (1) 産前産後保険料負担金
	2	県補助金	1,072,315	10,699	1,083,014			
	2	民生費県補助金	19,615	98	19,713	4 児童福祉費補助金	98	1 おむつの負担軽減モデル事業補助金 92 (1) おむつの負担軽減モデル事業補助金 (92) 2 乳幼児すこやか健康管理事業補助金 6 (1) 乳幼児すこやか健康管理事業補助金 (6)
	3	衛生費県補助金	1,591	105	1,696	1 保健衛生費補助金	105	1 骨髄等移植ドナー助成支援事業費補助金 (1) 骨髄等移植ドナー助成支援事業費補助金

(一般会計)

(款) 16 県支出金
(項) 2 県補助金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説	明				
						区	分			金	額		
		4	農林水産業費県補助金	369,444	11,121	380,565	1	農業費補助金	6,721	1	機構集積協力金	5,921	
								(1) 機構集積協力金			(1) 機構集積協力金	(5,921)	
								2	大規模経営体育成支援協力金	800	2	大規模経営体育成支援協力金	800
								(1)	大規模経営体育成支援協力金	(800)	(1)	大規模経営体育成支援協力金	(800)
							3	林業費補助金	4,400	1	治山事業補助金		
								(1)	県単治山事業補助金		(1)	県単治山事業補助金	
		6	商工費県補助金	26,186	△625	25,561	2	鉱害対策事業費補助金	△625	1	鉱害対策事業費補助金		
								(1)	鉱害対策事業費補助金		(1)	鉱害対策事業費補助金	
19			繰入金	1,356,522	△32	1,356,490							
	1		特別会計繰入金	8,561	49,175	57,736							
		5	農業集落排水事業特別会計繰入金	1	57,432	57,433	1	農業集落排水事業特別会計繰入金	57,432	1	農業集落排水事業特別会計繰入金	(1) 農業集落排水事業特別会計繰入金	
		7	後期高齢者医療特別会計繰入金	8,557	△8,257	300	1	後期高齢者医療特別会計繰入金	△8,257	1	後期高齢者医療特別会計繰入金	(1) 後期高齢者医療特別会計繰入金	
	2		基金繰入金	1,347,961	△49,207	1,298,754							
		1	財政調整基金繰入金	1,150,539	△49,207	1,101,332	1	財政調整基金繰入金	△49,207	1	財政調整基金繰入金	(1) 財政調整基金繰入金	
21			諸収入	141,854	2,913	144,767							
	5		雑入	105,209	2,913	108,122							
		1	雑入	105,209	2,913	108,122	1	雑入	2,913	1	雑入	2,913	
								(1)	デジタル基盤改革支援補助金		(1)	デジタル基盤改革支援補助金	(2,729)
								(2)	美郷町地域再生協議会負担金		(2)	美郷町地域再生協議会負担金	(184)

(一般会計)

歲 出

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

(単位：千円)

1	1	議会費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
		議会費	67,932	453	68,385		453				
	1	議会費	67,932	453	68,385		453				
		1 議会費	67,932	453	68,385		453				
								2 給 料	150	1 議会一般経費 システム点検委託料	88 (88)
								3 職員手当等	185	2 一般職員人件費(議会) 給料	365 (150)
								4 共 済 費	30	期末手当 勤勉手当	(100) (85)
								12 委 託 料	88	縣市町村職員共済組合負担金	(30)

(一般会計)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
		総 務 費	1,718,792	20,061	1,738,853	13,646	6,415				
		総務管理費	1,585,371	11,124	1,596,495	3,459	7,665				
	1	一般管理費	581,474	1,741	583,215	国庫補助金 50	1,691				
								1 報 酬	323	1 一般・特別職員人件費(総務) 住居手当	333 (333)
								2 給 料	97	2 会計年度任用職員人件費(一般管理費：事務) 報酬(パートタイム会計年度任用職員)	329 (261)
								3 職員手当等	1,028	期末手当(パートタイム会計年度任用職員)	(68)
								4 共 済 費	293	3 会計年度任用職員人件費(一般管理費：事業) 報酬(パートタイム会計年度任用職員) 給料(フルタイム会計年度任用職員) 期末手当(フルタイム会計年度任用職員)	155 (62) (68) (25)
										4 再任用職員人件費(一般管理費) 給料 通勤手当 期末手当 勤勉手当 時間外勤務手当 再任用職員社会保険料負担金	924 (29) (49) (319) (133) (101) (293)
	2	財産管理費	87,785	60	87,845		60				
								10 需 用 費	60	1 南郷庁舎管理費 電気料	60 (60)
	4	企画費	553,397	588	553,985		588				
								1 報 酬	437	1 地域おこし活動費(企画) 地域おこし協力隊報酬	360 (360)
								8 旅 費	55	2 移住・定住対策事業費 美郷町定住促進賃貸住宅家賃補助金	60 (60)
								10 需 用 費	△40	3 お試し滞在施設管理費 報酬(パートタイム会計年度任用職員)	146 (77)
								11 役 務 費	24	ガス代 家電リサイクル手数料	(8) (9)
								17 備品購入費	52	お試し滞在施設備品購入費	(52)
								18 負担金補助 及び交付金	60	4 交通機関の充実 修繕費(施設管理)	131 (131)
										5 まちづくり事業(企画)	△164

(一般会計)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
								消耗品費（事業関係、その他） (△179) 桜苗木送料 (15) 6 企画一般経費 55 普通旅費 (55)
5 電算システム管理費	114,281	3,185	117,466	国庫補助金 680 その他 2,729	△224	8 旅 費 5 10 需 用 費 100 12 委 託 料 3,080		1 その他電算管理費 3,080 システム改修委託料 (3,080) 2 電算システム一般経費 105 普通旅費 (5) 修繕費（施設管理） (100)
6 CATVセンター運営費	229,704	5,084	234,788		5,084	2 給 料 179 3 職員手当等 100 4 共 済 費 20 12 委 託 料 1,560 14 工事請負費 3,146 17 備品購入費 79		1 ケーブルテレビ運営費 4,814 給料（フルタイム会計年度任用職員） (29) V-ONU設置移転委託料 (594) 支障移転委託料 (966) CATV施設災害復旧工事請負費 (3,146) CATV備品購入費 (79) 2 一般職員人件費（CATV） 270 給料 (150) 期末手当 (50) 勤勉手当 (50) 縣市町村職員共済組合負担金 (20)
7 国内外交流費	594	466	1,060		466	18 負担金補助及び交付金 466		1 姉妹都市交流事業費 466 日韓交流事業補助金 (466)
2 徴 税 費	92,439	3,342	95,781		3,342			
1 税務総務費	66,216	2,585	68,801		2,585	2 給 料 940 3 職員手当等 1,045 4 共 済 費 600		1 一般職員人件費（税務総務） 2,585 給料 (940) 期末手当 (450) 勤勉手当 (580) 時間外勤務手当 (15) 縣市町村職員共済組合負担金 (600)

(一般会計)

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明		
						特定財源	一般財源	区	分		金額	
	2	賦課徴収費	26,223	757	26,980		757					
								10	需用費	197	1 賦課徴収一般経費	757
											消耗品費(書籍、新聞、資料代等)	(33)
								12	委託料	560	印刷製本費	(164)
											新增築家屋調査委託料	(560)
	3	戸籍住民登録費	32,073	5,595	37,668	10,187	△4,592					
	1	戸籍住民登録費	32,073	5,595	37,668	国庫補助金 10,187	△4,592					
								2	給料	50	1 窓口業務システム改築改修費	5,755
											住基システム改修業務委託料	(5,755)
								3	職員手当等	△210	2 一般職員人件費(戸籍住民登録)	△160
											給料	(50)
								12	委託料	5,755	住居手当	(△200)
											通勤手当	(△150)
											期末手当	(50)
											勤勉手当	(50)
											時間外勤務手当	(40)

(一般会計)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

3	1	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
		民生費	1,163,594	1,617	1,165,211	38,157	△36,540			
	1	社会福祉費	872,634	1,344	873,978	38,059	△36,715			
	1	社会福祉総務費	378,085	△2,798	375,287	国庫補助金 37,944	△40,742			
								2 給料	650	1 福祉の充実(社会) △4,345 (1)福祉団体の支援 (△4,345)
								3 職員手当等	817	異世代交流拠点創設事業委託料 (△4,345)
								4 共済費	80	2 一般職員人件費(社会福祉総務) 1,547
								12 委託料	△4,345	給料 (650) 扶養手当 (90) 住居手当 (△273) 期末手当 (400) 勤勉手当 (600) 縣市町村職員共済組合負担金 (80)
	3	高齢者福祉費	246,513	3,409	249,922		3,409			
								1 報酬	110	1 福祉の充実(高齢者) 142 (1)高齢者の保健事業及び介護予防との一体的事業 (142)
								3 職員手当等	32	報酬(パートタイム会計年度任用職員) (110) 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (32)
								14 工事請負費	3,267	2 高齢者福祉支援費 3,267 高齢者福祉施設改修工事費 (3,267)
	4	障がい福祉費	228,787	733	229,520	国庫補助金 115	618			
								11 役務費	2	1 地域生活支援事業 50 日常生活用具給付費 (50)
								12 委託料	231	2 扶助費(障がい者福祉) 450 育成医療給付費 (450)
								19 扶助費	500	3 障がい者福祉一般経費 233 給付データ作成手数料 (2) システム改修委託料 (231)

(一般会計)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明		
				特定財源	一般財源	区 分	金 額			
2	児童福祉費	290,121	273	290,394	98	175				
1	児童福祉総務費	74,214	261	74,475		261				
							2 給 料	130	1 一般職員人件費(児童福祉総務) 給料	261 (130)
							3 職員手当等	101	期末手当	(51)
							4 共 済 費	30	勤勉手当	(50)
									県市町村職員共済組合負担金	(30)
2	児童福祉施設費	215,907	12	215,919	県支出金 98	△86				
							18 負担金補助及び交付金	12	1 児童福祉施設管理運営費 乳幼児すこやか健康管理事業補助金	12 (12)

(一般会計)

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

4	1	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
		衛生費	394,259	1,528	395,787	105	1,423			
	1	保健衛生費	189,901	1,528	191,429	105	1,423			
	1	保健衛生総務費	74,184	409	74,593		409			
								2 給料	450	1 救急医療対策 在宅当番医制整備事業負担金 △1,259 (△177)
								3 職員手当等	518	二次救急医療対策負担金 (△1,439)
								4 共済費	700	初期救急診療所運営負担金 (△21)
								18 負担金補助及び交付金	△1,259	延岡市夜間急病センター負担金 (53) 地域産科医療体制維持・整備支援事業補助金 (325)
										2 一般職員人件費(保健衛生総務) 給料 1,668 (450) 住居手当 (△132) 期末手当 (250) 勤勉手当 (400) 縣市町村職員共済組合負担金 (700)
	2	予防費	60,541	556	61,097	県支出金 105	451			
								1 報酬	143	1 予防一般経費 413 骨髄等移植ドナー支援事業奨励金 (210)
								18 負担金補助及び交付金	210	国庫負担金過年度分返還金 (105) 県負担金過年度分返還金 (88)
								22 償還金利子及び割引料	203	国庫補助金過年度分返還金 (10)
										2 会計年度任用職員人件費(予防費) 報酬(パートタイム会計年度任用職員) 143 (143)
	5	診療所費	13,357	563	13,920		563			
								17 備品購入費	563	1 歯科診療所運営管理費 563 歯科診療所備品購入費 (563)

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費
(項) 1 農業費

(単位：千円)

5	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		農林水産業費	1,134,461	29,851	1,164,312	32,756	△2,905			
		農業費	628,638	17,579	646,217	28,356	△10,777			
		2 農業総務費	44,055	1,216	45,271		1,216			
								2 給 料	550	1 一般職員人件費(農業総務) 給料 (550)
								3 職員手当等	666	扶養手当 (60) 住居手当 (27) 期末手当 (250) 勤勉手当 (329)
		3 農業振興費	209,671	15,455	225,126	国庫補助金 1,200 県支出金 6,721 その他 184	7,350			
								10 需 用 費	100	1 農産物生産振興費(町単) 消耗品費(事務用品) (100)
								11 役 務 費	84	切手代 (84)
								12 委 託 料	7,000	2 農業生産組織(担い手)育成強化(県単) 大規模経営体育成支援協力金 (800)
								14 工事請負費	1,362	3 地域おこし活動費(農業振興) 活動備品購入費 (60)
								17 備品購入費	60	4 農業用施設管理運営費 農業用施設工事請負費 (1,362)
								18 負担金補助 及び交付金	6,849	5 機構集積協力金事業 地域集積協力金 (5,600) 経営転換協力金 (321)
										6 6次産業化推進事業 産地型商社活動促進事業委託料 (7,000)
		4 畜産業費	280,940	644	281,584	国庫補助金 20,251	△19,607			
								2 給 料	200	1 家畜診療費 医薬材料費 (444)
								10 需 用 費	444	2 一般職員人件費(畜産業) 給料 (200)
		6 地籍調査費	20,122	264	20,386		264			
								1 報 酬	130	1 一般職員人件費(地籍事業) 期末手当 (50)
								3 職員手当等	134	勤勉手当 (50)

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費
(項) 1 農業費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明		
						特定財源	一般財源	区	分		金	額
										2 会計年度任用職員人件費(地籍事業) 報酬(パートタイム会計年度任用職員) 期末手当(パートタイム会計年度任用職員)	164 (130) (34)	
2		林業費	503,799	12,272	516,071	4,400	7,872					
	1	林業総務費	38,275	1,020	39,295		1,020					
								2	給料	200	1 一般職員人件費(林業総務) 給料	1,020 (200)
								3	職員手当等	400	期末手当 勤勉手当	(150) (250)
								4	共済費	420	縣市町村職員共済組合負担金	(420)
	2	林業振興費	285,700	352	286,052		352					
								1	報酬	23	1 特用林産振興事業(県単) 特用林産業仕事づくりモデル構築事業負担金	42 (42)
								3	職員手当等	23	2 作業路維持管理事業 報酬(パートタイム会計年度任用職員)	24 (12)
								7	報償費	60	期末手当(パートタイム会計年度任用職員)	(12)
								10	需用費	125	3 地域おこし活動費(林業振興) 地域おこし協力隊指導等謝金 消耗品費(事業関係、その他)	65 (60) (95)
								13	使用料及び賃借料	△90	住宅借上料	(△90)
								18	負担金補助及び交付金	211	4 鳥獣被害対策事業(県単) 報酬(パートタイム会計年度任用職員) 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) 鳥獣被害防止総合対策広域協議会負担金	191 (11) (11) (169)
											5 庁用車管理購入費(林業振興費) 燃料費	30 (30)
	4	林道維持費	68,788	4,000	72,788		4,000					
								12	委託料	3,000	1 林道維持管理費 林道維持補修作業委託料	4,000 (3,000)
								13	使用料及び賃借料	1,000	工事用資材リース料	(1,000)
	5	治山事業費	1,328	6,900	8,228	県支出金 4,400	2,500					
								14	工事請負費	6,900	1 治山対策事業費 県単治山事業工事請負費	6,900 (6,900)

(一般会計)

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

(単位：千円)

6	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
					特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	商工費	327,928	△3,653	324,275	△4,263	610			
1	商工費	52,990	110	53,100		110			
1	商工振興費	52,990	110	53,100		110			
							2 給 料	30	1 一般職員人件費(商工振興) 110 給料 (30)
							3 職員手当等	80	期末手当 (30) 勤勉手当 (50)
2	観光費	229,181	1,237	230,418	112	1,125			
1	観光振興費	229,181	1,237	230,418	その他 112	1,125			
							7 報 償 費	600	1 石峠レイクランド管理運営費 1,177 石峠レイクランド施設改修工事費 (1,177)
							10 需 用 費	60	2 西郷地区観光施設管理運営費 60 修繕費(施設管理) (60)
							12 委 託 料	△600	3 観光客誘致事業 文学賞褒賞費 (590)
							14 工事請負費	1,177	文学賞応募者記念品代 (10) 文学賞運営委託料 (△600)
3	鉱害処理費	45,757	△5,000	40,757	△4,375	△625			
6	鉱害処理費	45,757	△5,000	40,757	国庫補助金 △3,750 県支出金 △625	△625			
							14 工事請負費	△5,000	1 速日鉱山施設管理費 △5,000 施設補修改修工事費 (△5,000)

(一般会計)

(款) 7 土木費
(項) 1 土木管理費

(単位: 千円)

7	1	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
						特定財源	一般財源	区分	金額		
		土木費	643,351	5,059	648,410		5,059				
	1	土木管理費	106,933	2,357	109,290		2,357				
	1	土木総務費	103,822	2,357	106,179		2,357				
								1 報酬	△2,429	1 一般職員人件費(土木総務) 給料	5,085 (350)
								2 給料	350	通勤手当	(35)
								3 職員手当等	4,280	期末手当 勤勉手当	(600) (600)
								8 旅費	△24	時間外勤務手当	(3,500)
								10 需用費	180	2 会計年度任用職員人件費(土木総務) 報酬(パートタイム会計年度任用職員)	141 (131)
										期末手当(パートタイム会計年度任用職員) 費用弁償(会計年度職員通勤手当)	(34) (△24)
										3 会計年度任用職員人件費(測量登記) 報酬(パートタイム会計年度任用職員)	△3,049 (△2,560)
										期末手当(パートタイム会計年度任用職員)	(△489)
										4 庁用車管理購入費(土木総務費) 修繕費(公用車管理)	180 (180)
	2	道路橋梁費	349,254	△3,320	345,934		△3,320				
	1	道路維持費	94,754	△3,320	91,434		△3,320				
								12 委託料	6,000	1 町道維持管理費(道路維持費) 道路維持管理委託料	6,180 (6,000)
								13 使用料及び賃借料	180	工事用資材リース料	(180)
								14 工事請負費	△9,500	2 町道改築改修費(道路維持費) 道路舗装補修工事費	△9,500 (△9,500)
	2	道路新設改良費	254,500	0	254,500						
								12 委託料	△2,100	1 防災・安全交付金事業(通学路対策)町道 防災・安全交付金(通学路対策)測量設計委託料	(△2,100)
								14 工事請負費	2,600	防災・安全交付金(通学路対策)工事請負費	(2,100)
								21 補償補填及び賠償金	△500	2 防災・安全交付金事業(老朽化対策)町道 防災・安全交付金(老朽化対策)工事請負費 電柱移転補償費	(500) (△500)

(一般会計)

(款) 7 土木費
(項) 3 住宅費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
3 住宅費	137,932	6,022	143,954		6,022				
1 公営住宅管理費	43,957	22	43,979		22	8 旅 費	4	1 公営住宅維持管理費 電気料	18 (18)
						10 需 用 費	18	2 住宅管理一般経費 普通旅費	4 (4)
2 公営住宅建設費	66,690	6,000	72,690		6,000	14 工事請負費	6,000	1 住宅環境の整備 (1)公営住宅建設事業費（単独） 分譲宅地造成工事請負費	6,000 (6,000) (6,000)

(一般会計)

(款) 8 消防費
(項) 1 消防費

(単位：千円)

8	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		消 防 費	270,297	909	271,206	△1,600	2,509			
		消 防 費	270,297	909	271,206	△1,600	2,509			
	1	非常備消防費	224,771	909	225,680		909			
								2 給 料	250	1 消防団活動費 86 表彰記念品 (16)
								3 職員手当等	270	退職功労金 (70)
								7 報 償 費	86	2 救急体制運営費 100 燃料費 (100)
								8 旅 費	203	3 非常備消防一般経費 203 普通旅費 (203)
								10 需 用 費	100	4 一般職員人件費(消防) 520 給料 (250) 期末手当 (120) 勤勉手当 (150)
	2	消防施設費	16,401	0	16,401	地方債 △1,600	1,600			

(一般会計)

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

9	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
					特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	教育費	459,126	10,773	469,899		10,773			
1	教育総務費	176,830	1,680	178,510		1,680			
2	事務局費	127,652	1,680	129,332		1,680			
							2 給 料	440	1 一般特別職員人件費(教育委員会) 給料 1,680 (440)
							3 職員手当等	850	期末手当 (特別職) 扶養手当 (150) (60)
							4 共 済 費	390	期末手当 勤勉手当 (280) (350) へき地手当に準ずる手当 (10) 縣市町村職員共済組合負担金 (390)
2	小学校費	11,975	453	12,428		453			
1	小学校管理費	11,635	453	12,088		453			
							1 報 酬	300	1 小学校管理費 電気料 83 (30)
							3 職員手当等	70	ガス代 (3)
							10 需 用 費	33	電話料 (10) 集落排水施設使用料 (40)
							11 役 務 費	10	2 会計年度任用職員人件費(小学校管理) 報酬 (パートタイム会計年度任用職員) (300)
							13 使用料及び 賃借料	40	期末手当 (パートタイム会計年度任用職員) (70)
3	中学校費	11,053	145	11,198		145			
1	中学校管理費	10,707	145	10,852		145			
							2 給 料	15	1 中学校管理費 修繕費 (施設管理) 30 (30)
							3 職員手当等	100	2 一般職員人件費(中学校管理) 給料 115 (15)
							10 需 用 費	30	期末手当 (50) 勤勉手当 (50)

(一般会計)

(款) 9 教育費
(項) 4 義務教育学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4		義務教育学校費	23,193	326	23,519		326			
	1	義務教育学校管理費	19,486	326	19,812		326	10 需用費	326	1 義務教育学校管理費 電気料 ガス代
5		幼稚園費	65,086	3,384	68,470		3,384			
	1	幼稚園費	65,086	3,384	68,470		3,384	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費 10 需用費 11 役務費	850 300 1,200 980 15 39	1 幼稚園管理費 燃料費 電話料 2 幼稚園教員人件費 扶養手当 期末手当 勤勉手当 3 会計年度任用職員人件費(幼稚園教員) 報酬(パートタイム会計年度任用職員) 給料(フルタイム会計年度任用職員) 期末手当(フルタイム会計年度任用職員) 期末手当(パートタイム会計年度任用職員)
6		社会教育費	170,989	4,785	175,774		4,785			
	1	社会教育総務費	41,524	△1,004	40,520		△1,004	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 8 旅費 18 負担金補助及び交付金	54 120 230 △208 △1,200	1 青少年健全育成 費用弁償 普通旅費 青少年交流事業補助金 2 一般職員人件費(社会教育) 給料 期末手当 勤勉手当 3 会計年度任用職員人件費(社会教育) 報酬(パートタイム会計年度任用職員) 期末手当(パートタイム会計年度任用職員)

(一般会計)

(款) 9 教育費
(項) 6 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
2 公民館費	17,568	16	17,584		16				
						1 報 酬	130	1 公民館活動支援	△148
						3 職員手当等	34	大会参加者費用弁償	(△104)
						8 旅 費	△104	公民館維持補修補助金	(△44)
						18 負担金補助及び交付金	△44	2 会計年度任用職員人件費(公民館)	164
								報酬(パートタイム会計年度任用職員)	(130)
								期末手当(パートタイム会計年度任用職員)	(34)
4 図書館費	27,478	340	27,818		340				
						1 報 酬	702	1 図書館管理運営費	△552
						3 職員手当等	190	地域学校協働活動推進員謝礼	(△552)
						7 報 償 費	△552	2 会計年度任用職員人件費(図書館)	892
								報酬(パートタイム会計年度任用職員)	(702)
								期末手当(パートタイム会計年度任用職員)	(190)
6 体育施設費	17,241	269	17,510		269				
						10 需 用 費	269	1 社会体育施設管理費	269
								電気料	(120)
								修繕費(施設管理)	(149)
7 学校給食施設費	55,036	5,110	60,146		5,110				
						1 報 酬	2,950	1 美郷町給食施設運営管理費	1,810
						3 職員手当等	350	消耗品費(事務用品)	(60)
						10 需 用 費	1,810	消耗品費(事業関係、その他)	(550)
								賄材料費	(1,200)
								2 会計年度任用職員人件費(給食)	3,300
								報酬(パートタイム会計年度任用職員)	(2,950)
								期末手当(パートタイム会計年度任用職員)	(350)
8 博物館費	1,733	54	1,787		54				
						1 報 酬	54	1 モバイルミュージアム事業	54
								報酬(パートタイム会計年度任用職員)	(54)
								電気料	(120)
								修繕費(施設管理)	(149)

(一般会計)

(款) 10 災害復旧費

(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位：千円)

10	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		災害復旧費	2,237,612	9,000	2,246,612		9,000			
		公共土木施設災害復旧費	1,095,763	9,000	1,104,763		9,000			
	1	道路橋梁災害復旧費	1,095,763	9,000	1,104,763		9,000	12 委 託 料	9,000	1 道路橋梁災害復旧事業(単独) 災害査定測量設計委託料
										9,000 (9,000)

(一般会計)

(款) 12 諸支出金

(項) 1 特別会計繰出金

(単位：千円)

12	1	諸支出金	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
		諸支出金	1,232,247	5,834	1,238,081	1,063	4,771			
	1	特別会計繰出金	590,521	5,834	596,355	1,063	4,771			
	1	特別会計繰出金	590,521	5,834	596,355	国庫補助金 1,062 県支出金 1	4,771	27	繰出金 5,834	1 国民健康保険事業特別会計繰出金 428 国民健康保険事業特別会計繰出金(人件費) (420) 国民健康保険事業特別会計繰出金(産前産後保険料) (8) 2 介護保険事業特別会計繰出金 5,455 介護保険事業特別会計繰出金(介護給付費) (2,984) 介護保険事業特別会計繰出金(事務費) (2,471) 3 後期高齢者医療特別会計繰出金 △49 後期高齢者医療特別会計繰出金(町会計事務費) (△49)

(一般会計)

議案第 87 号

令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1, 088 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 966, 551 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 8 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 県支出金		746,553	660	747,213
	1 県補助金	746,553	660	747,213
10 繰入金		82,322	428	82,750
	1 他会計繰入金	82,322	428	82,750
歳入合計		965,463	1,088	966,551

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		17,999	1,080	19,079
	1 総務管理費	17,061	1,080	18,141
6 保健事業費		17,476	144	17,620
	1 保健事業費	5,357	144	5,501
7 基金積立金		18,895	△138	18,757
	1 基金積立金	18,895	△138	18,757
9 諸支出金		25,276	2	25,278
	1 償還金利子及び還 付加算金	1,122	2	1,124
歳 出	合 計	965,463	1,088	966,551

令和 5 年度

美郷町国民健康保険事業特別会計

事 項 別 明 細 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 県支出金	746,553	660	747,213
10 繰入金	82,322	428	82,750
歳入合計	965,463	1,088	966,551

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 総務費	17,999	1,080	19,079		660		420	
6 保健事業費	17,476	144	17,620					144
7 基金積立金	18,895	△138	18,757					△138
9 諸支出金	25,276	2	25,278					2
歳出合計	965,463	1,088	966,551		660		420	8

歲 入

2 歳 入

(款) 6 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位：千円)

6	1	1	県支出金	746,553	660	747,213	節		説明
							区分	金額	
			県支出金	746,553	660	747,213			
	1		県補助金	746,553	660	747,213			
		1	保険給付費等交付金	746,553	660	747,213	2 特別交付金	660	1 特別調整交付金 (1)特別調整交付金分(市町村分)
10			繰入金	82,322	428	82,750			
	1		他会計繰入金	82,322	428	82,750			
		1	一般会計繰入金	82,322	428	82,750	3 職員給与費等繰入金 8 産前産後保険料繰入金	420 8	1 職員給与費等繰入金 (1)職員給与費等繰入金 1 産前産後保険料繰入金 (1)産前産後保険料繰入金

歲 出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1								
	総務費	17,999	1,080	19,079	1,080			
1	総務管理費	17,061	1,080	18,141	1,080			
	1 一般管理費	15,404	1,080	16,484	県支出金			
					660	2 給 料	50	1 一般管理費 システム改修委託料 660
					その他	3 職員手当等	170	2 一般職員人件費(国民健康保険) 給料 420
						4 共 済 費	200	期末手当 勤勉手当 (80)
						12 委 託 料	660	県市町村職員共済組合負担金 (90)
								(200)
6	保健事業費	17,476	144	17,620			144	
1	保健事業費	5,357	144	5,501			144	
2	疾病予防費	4,903	144	5,047			144	
						1 報 酬	112	1 疾病予防費 報酬(パートタイム会計年度任用職員) 144
						3 職員手当等	32	時間外勤務報酬(パートタイム会計年度職員) 2 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (32)
7	基金積立金	18,895	△138	18,757			△138	
1	基金積立金	18,895	△138	18,757			△138	
1	基金積立金	18,895	△138	18,757			△138	
						24 積 立 金	△138	1 国民健康保険準備積立基金積立金 国民健康保険準備積立基金積立金 △138
9	諸支出金	25,276	2	25,278			2	
1	償還金利子 及び還付加 算金	1,122	2	1,124			2	
3	償 還 金	610	2	612			2	
						22 償還金利子 及び割引料	2	1 償還金 保険者努力支援交付金返還金 2 (2)

(国民健康保険事業特別会計)

議案第 88 号

令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9 4 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 0 9 1, 8 2 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 8 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		148,484	△3,463	145,021
	1 介護保険料	148,484	△3,463	145,021
3 国庫支出金		264,772	△1,045	263,727
	2 国庫補助金	120,896	△1,045	119,851
7 繰入金		150,433	5,455	155,888
	1 一般会計繰入金	150,432	5,455	155,887
歳入	合計	1,090,875	947	1,091,822

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		25,288	2,472	27,760
	1 総務管理費	10,821	2,119	12,940
	4 認定調査等費	7,524	353	7,877
2 保険給付費		851,425	23,800	875,225
	1 介護サービス等諸費	734,600	23,500	758,100
	3 高額介護サービス等費	25,075	△600	24,475
	4 特定入所者介護サービス等費	66,370	△1,000	65,370
	5 介護予防サービス等諸費	24,774	1,900	26,674
7 諸支出金		14,784	19	14,803
	1 償還金及び還付加算金	14,783	19	14,802
8 予備費		80,642	△25,344	55,298
	1 予備費	80,642	△25,344	55,298
歳 出 合 計		1,090,875	947	1,091,822

令和5年度

介護保険事業特別会計補正予算

事 項 別 明 細 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	148,484	△3,463	145,021
3 国庫支出金	264,772	△1,045	263,727
7 繰入金	150,433	5,455	155,888
歳入合計	1,090,875	947	1,091,822

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 総務費	25,288	2,472	27,760				2,471	1
2 保険給付費	851,425	23,800	875,225				2,984	20,816
7 諸支出金	14,784	19	14,803					19
8 予備費	80,642	△25,344	55,298					△25,344
歳出合計	1,090,875	947	1,091,822				5,455	△4,508

歳

入

2 歳 入

(款) 1 保 険 料

(項) 1 介 護 保 険 料

(単位：千円)

1	1	保 険 料	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
			148,484	△3,463	145,021			
	1	介護保険料	148,484	△3,463	145,021			
	1	第一号被保険者保険料	148,484	△3,463	145,021	1 現年度分	△3,463	1 特別徴収者分 (1)特別徴収者分 2 普通徴収者分 (1)普通徴収者分 △3,151 (△3,151) △312 (△312)
3		国庫支出金	264,772	△1,045	263,727			
	2	国庫補助金	120,896	△1,045	119,851			
	7	保険者機能強化推進交付金	1,319	△750	569	1 現年度分	△750	1 現年度分 (1)保険者機能強化推進交付金
	9	保険者努力支援交付金	1,309	△295	1,014	1 現年度分	△295	1 現年度分 (1)保険者努力支援交付金
7		繰 入 金	150,433	5,455	155,888			
	1	一般会計繰入金	150,432	5,455	155,887			
	1	介護給付費繰入金	106,429	2,984	109,413	1 介護給付費繰入金	2,984	1 現年度分 (1)保険給付費繰入金
	2	その他一般会計繰入金	26,118	2,471	28,589	2 事務費繰入金	2,471	1 事務費繰入金 (1)事務費繰入金

(介護保険事業特別会計)

歳

出

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

1	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
			総 務 費	25,288	2,472	27,760	2,471	1			
			総務管理費	10,821	2,119	12,940	2,118	1			
		1	一般管理費	10,820	2,119	12,939	その他	1			
							2,118		12 委 託 料	2,119	1 介護保険一般経費 介護保険システム改修業務委託料
											2,119 (2,119)

(款) 1 総務費

(項) 4 認定調査等費

(単位：千円)

4	1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
			認定調査等費	7,524	353	7,877	353				
		1	認定調査等費	7,524	353	7,877	その他				
							353		1 報 酬	279	1 認定調査等費
									3 職員手当等	74	介護認定調査員報酬（パートタイム会計年度任用職員） 期末手当（パートタイム会計年度任用職員）
											353 (279) (74)

(介護保険事業特別会計)

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位：千円)

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
						特定財源	一般財源	区 分	金 額		
		保険給付費	851,425	23,800	875,225	2,984	20,816				
	1	介護サービス等諸費	734,600	23,500	758,100	5,184	18,316				
	1	居宅介護サービス等給付費	191,000	26,000	217,000	国庫補助金 923 県支出金 7,961 その他 10,014	7,102	18 負担金補助 及び交付金	26,000	1 居宅介護サービス等給付費 居宅介護サービス等給付費負担金	26,000 (26,000)
	3	施設介護サービス等給付費	442,000	3,000	445,000	国庫補助金 5,787 県支出金 △9,811 その他 △2,688	9,712	18 負担金補助 及び交付金	3,000	1 施設介護サービス等給付費 施設介護サービス等給付費負担金	3,000 (3,000)
	5	居宅介護福祉用具購入費	400	0	400	国庫補助金 △19 県支出金 11 その他 △1	9				
	6	居宅介護住宅改修費	1,200	0	1,200	国庫補助金 △47 県支出金 32 その他 △10	25				
	9	地域密着型サービス等給付費	77,000	△6,000	71,000	国庫補助金 △4,655 県支出金 1,150 その他 △3,418	923	18 負担金補助 及び交付金	△6,000	1 地域密着型サービス等給付費 地域密着型サービス等給付費負担金	△6,000 (△6,000)

(介護保険事業特別会計)

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
10 居宅介護支援サービス等給付費	23,000	500	23,500	国庫補助金 △754 県支出金 692 その他 17	545	18 負担金補助及び交付金	500	1 居宅介護支援サービス等給付費 居宅介護支援サービス等給付費負担金	500 (500)

(款) 2 保険給付費

(項) 3 高額介護サービス等費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
3 高額介護サービス等費	25,075	△600	24,475	△1,060	460				
1 高額介護サービス等費	21,575	0	21,575	国庫補助金 △837 県支出金 578 その他 △198	457				
3 高額合算療養費	3,500	△600	2,900	国庫補助金 △302 県支出金 3 その他 △304	3	18 負担金補助及び交付金	△600	1 高額合算療養費 高額合算療養費負担金	△600 (△600)

(款) 2 保険給付費

(項) 4 特定入所者介護サービス等費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
4 特定入所者介護サービス等費	66,370	△1,000	65,370	△2,286	1,286				
1 特定入所者介護サービス等費	66,370	△1,000	65,370	国庫補助金 290 県支出金 △1,518 その他 △1,058	1,286	18 負担金補助及び交付金	△1,000	1 特定入所者介護サービス等費 特定入所者介護サービス費等負担金	△1,000 (△1,000)

(介護保険事業特別会計)

(款) 2 保険給付費

(項) 5 介護予防サービス等諸費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
5 介護予防サービス等諸費	24,774	1,900	26,674	1,158	742			
1 介護予防サービス等給付費	7,374	600	7,974	国庫補助金 △52 県支出金 223 その他 204	225	18 負担金補助 及び交付金	600	1 介護サービス等給付費 介護予防サービス等給付費負担金 600 (600)
3 介護予防福祉用具購入費	500	0	500	国庫補助金 △19 県支出金 14 その他 △4	9			
4 介護予防住宅改修費	1,500	0	1,500	国庫補助金 △56 県支出金 40 その他 △14	30			
5 居宅介護支援サービス等給付費	2,400	100	2,500	国庫補助金 △66 県支出金 79 その他 25	62	18 負担金補助 及び交付金	100	1 居宅介護支援サービス等給付費 居宅介護支援サービス等給付費負担金 100 (100)
6 介護予防地域密着型サービス給付費	13,000	1,200	14,200	国庫補助金 △170 県支出金 529 その他 425	416	18 負担金補助 及び交付金	1,200	1 介護予防地域密着型サービス等給付費 介護予防地域密着型サービス等給付費 1,200 (1,200)

(介護保険事業特別会計)

(款) 2 保険給付費
 (項) 6 審査支払手数料

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節 分		金 額	説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額		
6 審査支払手数料	606	0	606	△12	12				
1 審査支払手数料	606	0	606	国庫補助金 △23 県支出金 17 その他 △6	12				

(介護保険事業特別会計)

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位: 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
7								
1								
2								
						22 償還金利子及び割引料	19	1 償還金 調製交付金過年度分返還金 19 (19)

(款) 8 予備費

(項) 1 予備費

(単位: 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
8								
1								
1								
						29 予 備 費	△25,344	1 予備費(介護保険) 予備費 △25,344 (△25,344)

(介護保険事業特別会計)

議案第 89 号

令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 18,760 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 196,282 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 8 日 提出

美郷町長 田 中 秀 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		138,274	△49	138,225
	1 一般会計繰入金	138,274	△49	138,225
5 諸収入		22,045	△18,711	3,334
	4 受託事業収入	18,711	△18,711	0
歳 入 合 計		215,042	△18,760	196,282

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		13,405	△10,503	2,902
	1 総務管理費	13,405	△10,503	2,902
3 諸支出金		9,087	△8,257	830
	2 他会計繰出金	8,557	△8,257	300
歳 出	合 計	215,042	△18,760	196,282

令和5年度

美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

事 項 別 明 細 書

歳

入

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
3		繰入金	138,274	△49	138,225			
	1	一般会計繰入金	138,274	△49	138,225			
	1	一般会計繰入金	138,274	△49	138,225	1 事務費繰入金	△49	1 事務費繰入金 (1) 事務費繰入金
5		諸収入	22,045	△18,711	3,334			
	4	受託事業収入	18,711	△18,711	0			
	1	受託事業収入	18,711	△18,711	0	1 後期高齢者 医療広域連 合受託事業 収入	△18,711	1 健康診査事業費 △7,336 (1) 健康診査事業費 (△7,336) 2 高齢者の保険事業と介護予防との一体的実施事業費 △11,375 (1) 高齢者の保険事業と介護予防との一体的実施事業受託収入 (△11,375)

(後期高齢者医療事業特別会計)

歳

出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

1	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		総 務 費	13,405	△10,503	2,902	△13,399	2,896			
	1	総務管理費	13,405	△10,503	2,902	△13,399	2,896			
	1	一般管理費	13,142	△10,503	2,639	その他 △13,142	2,639			
								1 報 酬	△2,338	1 健康管理費(後期高齢) 報酬 (パートタイム会計年度任用職員) △10,503 (△2,306)
								3 職員手当等	△462	時間外勤務報酬 (パートタイム会計年度職員) (△32)
								7 報 償 費	△527	期末手当 (パートタイム会計年度任用職員) (△462) 健診事後指導謝礼 (△527)
								8 旅 費	△311	健診事後指導者費用弁償 (△121) 費用弁償 (会計年度職員通勤手当) (△190)
								10 需 用 費	△380	消耗品費 (事務用品) (△311) 印刷製本費 (△41)
								12 委 託 料	△6,460	医薬材料費 (△28) 健康業務委託料 (△6,460)
								17 備品購入費	△25	事業用備品購入費 (△25)
	2	徴 税 費	263	0	263	その他 △257	257			

(後期高齢者医療事業特別会計)

(款) 3 諸支出金
(項) 2 他会計繰出金

(単位：千円)

3	2	諸支出金	補正前の額 9,087	補正額 △8,257	計 830	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源 △8,257	一般財源	区 分	金 額	
		他会計繰出金	8,557	△8,257	300	△8,257				
	1	他会計繰出金	8,557	△8,257	300	その他 △8,257		27 繰 出 金	△8,257	1 一般会計繰出金(後期高齢者) 一般会計繰出金 △8,257 (△8,257)

(後期高齢者医療事業特別会計)

(款) 4 公債費
(項) 1 公債費

(単位：千円)

4	1	公債費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区分	金額	
		公債費	1	0	1	△1	1			
	1	公債費	1	0	1	△1	1			
	1	利子	1	0	1	その他 △1	1			

(後期高齢者医療事業特別会計)

議案第90号

令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)

令和5年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ36,948千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ231,241千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日 提出

美郷町長 田中秀俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		76,982	36,948	113,930
	1 他会計繰入金	76,982	36,948	113,930
歳入	合計	194,293	36,948	231,241

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 簡易水道費		129,921	3,990	133,911
	1 簡易水道費	129,921	3,990	133,911
4 予 備 費		12,269	32,958	45,227
	1 予 備 費	12,269	32,958	45,227
歳 出	合 計	194,293	36,948	231,241

令和 5 年度

美郷町簡易水道事業特別会計補正予算

事 項 別 明 細 書

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 簡易水道費	129,921	3,990	133,911					3,990
4 予備費	12,269	32,958	45,227					32,958
歳出合計	194,293	36,948	231,241					36,948

入 歳

2 歳 入

(款) 5 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

(単位：千円)

5	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		繰入金	76,982	36,948	113,930			
	1	他会計繰入金	76,982	36,948	113,930			
	2	基金繰入金	1	36,948	36,949	1 基金繰入金	36,948	1 基金繰入金 (1)簡易水道事業基金繰入金

(簡易水道事業特別会計)

歲 出

3 歳 出

(款) 1 簡易水道費

(項) 1 簡易水道費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1								
1	簡易水道費	129,921	3,990	133,911		3,990		
1	簡易水道費	129,921	3,990	133,911		3,990		
1	簡易水道総務費	18,780	77	18,857		77		
						10 需用費	77	1 庁用車管理購入費(簡易水道) 77 修繕費(公用車管理) (77)
2	簡易水道財産管理費	111,141	3,913	115,054		3,913		
						10 需用費	3,000	1 簡易水道施設維持管理費 3,000 修繕費(施設管理) (3,000)
						14 工事請負費	913	2 簡易水道施設整備改修費 913 簡易水道施設整備工事 (913)

(簡易水道事業特別会計)

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4								
	予備費	12,269	32,958	45,227		32,958		
1	予備費	12,269	32,958	45,227		32,958		
1	予備費	12,269	32,958	45,227		32,958		
						29 予備費	32,958	1 予備費(簡易水道) 32,958 予備費 (32,958)

(簡易水道事業特別会計)

議案第 9 1 号

令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 2 1 , 0 9 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5 2 , 0 4 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 8 日 提 出

美郷町長 田 中 秀 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		0	57,433	57,433
	1 県補助金	0	57,433	57,433
5 繰入金		50,327	63,659	113,986
	1 他会計繰入金	50,327	63,659	113,986
歳入合計		130,952	121,092	252,044

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸支出金		1	57,432	57,433
	2 一般会計繰出金	1	57,432	57,433
4 予 備 費		14,319	63,660	77,979
	1 予 備 費	14,319	63,660	77,979
歳 出 合 計		130,952	121,092	252,044

令和 5 年度

美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算

事 項 別 明 細 書

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
3 諸支出金	1	57,432	57,433		57,433			△1
4 予備費	14,319	63,660	77,979					63,660
歳出合計	130,952	121,092	252,044		57,433			63,659

入 歳

2 歳 入

(款) 3 県支出金

(項) 1 県補助金

(単位：千円)

3	1	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
			県支出金	0	57,433	57,433			
			県補助金	0	57,433	57,433			
			災害復旧費県補助金	0	57,433	57,433	1 農業集落排水施設災害復旧事業補助金	57,433	1 農業集落排水施設災害復旧事業補助金 (1)災害関連農村生活環境施設災害復旧事業補助金
5			繰入金	50,327	63,659	113,986			
	1		他会計繰入金	50,327	63,659	113,986			
		2	基金繰入金	0	63,659	63,659	1 農業集落排水事業基金繰入金	63,659	1 農業集落排水事業基金繰入金 (1)農業集落排水事業基金繰入金

(農業集落排水事業特別会計)

歲 出

3 歳 出

(款) 3 諸支出金

(項) 2 一般会計繰出金

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
3		諸支出金	1	57,432	57,433	57,433	△1					
	2	一般会計繰出金	1	57,432	57,433	57,433	△1					
	1	一般会計繰出金	1	57,432	57,433	県支出金 57,433	△1	27	繰出金	57,432	1 一般会計繰出金(農業集落排水) 一般会計繰出金	57,432 (57,432)

(款) 4 予備費

(項) 1 予備費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説	明	
						特定財源	一般財源	区	分			金
4		予備費	14,319	63,660	77,979		63,660					
	1	予備費	14,319	63,660	77,979		63,660					
	1	予備費	14,319	63,660	77,979		63,660	29	予備費	63,660	1 予備費(農業集落排水) 予備費	63,660 (63,660)

(農業集落排水事業特別会計)

議案第 9 2 号

令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 2, 9 5 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 8 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		0	70	70
	2 県補助金	0	70	70
歳入合計		212,886	70	212,956

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		136,470	1,893	138,363
	1 総務管理費	135,776	1,893	137,669
5 予備費		28,269	△1,823	26,446
	1 予備費	28,269	△1,823	26,446
歳 出 合 計		212,886	70	212,956

令和 5 年度

美郷町国民健康保険診療所事業特別会計

事 項 別 明 細 書

歳 入

2 歳 入

(款) 4 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

4	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
		県支出金	0	70	70			
		県補助金	0	70	70			
	1	県補助金	0	70	70	1 県補助金	70	1 外来対応医療機関設備等事業費補助金 (1)外来対応医療機関設備等事業費補助金

歲 出

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1								
1	総務費	136,470	1,893	138,363		1,893		
1	総務管理費	135,776	1,893	137,669		1,893		
1	一般管理費	135,776	1,893	137,669		1,893		
						1 報 酬	438	1 診療所運営管理費(南郷診療所) 修繕費(施設管理) 140
						2 給 料	1,139	2 診療所運営管理費(北郷診療所) 消耗品費(事務用品) (140)
						3 職員手当等	28	消耗品費(コピー、プリンター、FAX) (60)
						10 需 用 費	288	消耗品費(施設管理) (32)
								3 会計年度任用職員人件費(南郷診療所) 報酬(パートタイム会計年度任用職員) 999 給料(フルタイム会計年度任用職員) (438)
								給料(フルタイム会計年度任用職員) (536)
								期末手当(フルタイム会計年度任用職員) (5)
								期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (20)
								4 会計年度任用職員人件費(北郷診療所) 606
								給料(フルタイム会計年度任用職員) (603)
								期末手当(フルタイム会計年度任用職員) (3)

一
七
一

(款) 2 医業費
 (項) 1 医業費

(単位：千円)

2	1	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
			医業費	31,425	0	31,425	70	△70			
	1		医業費	31,425	0	31,425	70	△70			
		2	医業管理費	11,889	0	11,889	県支出金 70	△70			

(款) 5 予備費
(項) 1 予備費

(単位: 千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
						特定財源	一般財源	区	分	
5		予備費	28,269	△1,823	26,446		△1,823			
	1	予備費	28,269	△1,823	26,446		△1,823			
		1 予備費	28,269	△1,823	26,446		△1,823	29	予備費	△1,823
										1 予備費(国保診療所) 予備費
										△1,823 (△1,823)

(国民健康保険診療所事業特別会計)

議案第93号

令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)		(計)
		収 入	支 出	
第1款 病院事業収益	727,650千円	5,444千円		733,094千円
第1項 医業収益	477,336千円	3,504千円		480,840千円
第2項 医業外収益	250,313千円	1,940千円		252,253千円
		支 出		
第1款 病院事業費用	727,650千円	5,444千円		733,094千円
第1項 医業費用	699,445千円	5,444千円		704,889千円

第3条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように定める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	447,023千円	△4,471千円	442,552千円

令和5年12月8日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

令和05年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予算額	補正予算額	計	説 明
1. 病院事業収益			727,650	5,444	733,094	
	1. 医業収益		477,336	3,504	480,840	
		4. その他医業収益	24,659	3,504	28,163	
	2. 医業外収益		250,313	1,940	252,253	
		2. 補助金	1,801	1,940	3,741	

令和05年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予算額	補正予算額	計	説 明
1. 病院事業費用			727,650	5,444	733,094	
	1. 医業費用		699,445	5,444	704,889	
		1. 給与費	447,023	△4,471	442,552	
		2. 材料費	91,592	298	91,890	
		3. 経費	110,652	1,467	112,119	
		4. 減価償却費	47,382	8,150	55,532	

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明	
						区分	金 額		
1. 病院事業収益			727,650	5,444	733,094			0	
	1. 医業収益		477,336	3,504	480,840			0	
		4. その他医業収益	24,659	3,504	28,163			0	
						公衆衛生活動収益	3,504	新型コロナウイルスワクチン接種 3,504	
	2. 医業外収益			250,313	1,940	252,253			0
		2. 補助金	1,801	1,940	3,741			0	
					補助金	1,940	高齢者施設往診対応医療機関支援事業費補助金 1,940		
【合 計】			727,650	5,444	733,094				

支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
						区 分	金 額	
1. 病院事業費用			727,650	5,444	733,094			0
	1. 医業費用		699,445	5,444	704,889			0
		1. 給与費	447,023	△4,471	442,552			0
						給料	△7,084	退職による減額 △1,717 退職等に伴う減額 △5,367
						手当	2,613	期末勤勉手当不足分 2,613
		2. 材料費	91,592	298	91,890			0
						給食材料費	298	給食材料費不足による 298
		3. 経費	110,652	1,467	112,119			0
						燃料費	1,467	プロパンガス 1,467
		4. 減価償却費	47,382	8,150	55,532			0
						機械備品減価償却費	3,607	減価償却資産増加分 3,606,952円 3,607
						構築物減価償却費	4,543	減価償却増加分 4,542,195円 4,543
	【合 計】		727,650	5,444	733,094			